

さいたま市緑の基本計画 実施状況報告書

< 平成 22 年度の実施状況について >

平成 23 年 11 月

さいたま市

目次

1	はじめに-----	1
2	緑の目標水準について-----	2
	(1)担保性の緑の確保-----	3
	(2)都市公園等の確保-----	4
	(3)まとまりのある緑の確保-----	5
	(4)公共、民間施設の緑化-----	6
	(5)市民満足度の向上-----	6
3	アクションプランの実施状況について-----	7
	(1)分野別の進捗状況-----	8
	(2)平成22年度までに「達成」した事業-----	9
	(3)平成22年度に「遅れ」が生じている事業-----	10
4	平成22年度実施状況一覧表-----	11
5	「遅れ」が生じている事業の今後の取組み-----	23

1 はじめに

さいたま市では、都市緑地法に基づき、将来の緑のあるべき姿を明らかにするとともに、市民・団体・事業者・行政が一体となって緑のまちづくりに取り組んでいくうえでの長期的な計画として、平成 17 年 3 月に「さいたま市緑の基本計画」を策定いたしました。なお、平成 19 年 3 月には、岩槻市との合併や総合振興計画の改訂、都市計画マスタープランの策定などを受けて改訂を行いました。

この緑の基本計画をより実効性のあるものとするためには、計画の中に位置付けられた施策を長期的な視点に立って段階的に進めていく必要があります。そのため、短期の目標や具体的な推進手法などを定めた「緑の基本計画アクションプラン」を平成 22 年 3 月に策定しています。

このアクションプランに基づき、具体施策の効率的かつ効果的な展開を図り、緑の基本計画に位置付けられた緑の将来像「いのちきらめき 緑の風そよぐ 庭園都市・さいたま」の着実な実現を目指しています。

<緑の将来像図>



2 緑の目標水準について

緑の基本計画では、さいたま市総合振興計画、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、さいたま市都市計画マスタープランを踏まえ、計画のフレームを以下のとおりとしています。

目標年次	平成 32 年(2020 年)度
計画区域	さいたま市都市計画区域(21,749ha)
将来人口	130 万人

緑の将来像を実現するために、緑の量・配置・質に配慮し、緑のまちづくりを進める具体的な指標として、5 つの緑の目標水準を設定しています。

- (1)担保性のある緑を市域の 35%以上確保します。
- (2)都市公園を市民 1 人当たり 10 m²以上確保します。また、都市公園を含めた核となる緑のオープンスペースを市民 1 人当たり 15 m²以上確保します。
- (3)まとまりのある緑を歩いて行ける範囲に確保します。
- (4)公共公益施設は敷地の 25%以上、民間施設は敷地の 20%以上の緑化に努めます。
- (5)市民の誰もが身近な場所で緑豊かと実感できる質の高いまちを目指します。

これら 5 つの緑の目標水準のうち、(1)～(4)の 4 つの緑の目標水準の状況については、緑被現況調査(1)をもとに、(5)の緑の目標水準については、市民意識調査をもとに、それぞれの平成 22 年度の状況を報告します。

- (1)緑被現況調査とは、緑の現況や推移を把握するために、航空写真をもとに緑被地(2)を抽出し、緑の分布状況等を調査するものです。さいたま市では、緑に関わる現状及び経年変化を把握するために、平成 22 年度に実施しています。
- (2)さいたま市では緑被地を次に掲げる 5 つの区分に分け、緑被現況調査を行なっています。

項目	内容
樹林地	樹木・樹林に覆われた土地
草地	草に覆われた土地
農地(田・畑)	水田・畑・樹木畑として利用されている土地
屋上緑化地	屋上、テラスなどの構造物上の緑化地
水面地	池・沼・湖沼・河川などの水面

(1) 担保性のある緑を市域の 35%以上確保します。

さいたま市の重要な緑の永続性を確保するために、法律や条例などによって樹林地や農地を指定する区域を増やすとともに、公園などの整備を推進し、市域の 35%以上を担保性のある緑として確保することを目指します。

< 担保性のある緑の確保量 >

		平成 17 年度	平成 22 年度	平成 32 年度
樹林地や農地を保全するために法律・条例などで指定する区域の目標				
樹林地・農地などを保全する区域	近郊緑地保全地区、風致地区、自然公園、特別緑地保全地区、保存緑地、農用地区域など	5,437.20ha	5,148.69ha	5,200.00ha
公園などの整備や施設の緑化によって確保する緑の目標				
都市公園		583.56ha	626.21ha	1,300.00ha
都市公園に準じる公園や緑地	子供広場、農業公園、民間児童遊園など	369.72ha	404.13ha	510.00ha
緑化地	公共公益施設植栽地、街路樹など	173.01ha	562.98ha	270.00ha
河川・水路		338.38ha	321.72ha	340.00ha
計		6,901.87ha	7,063.73ha	7,620.00ha
重複(3)		817.41ha	865.85ha	
総合計		6,084.46ha (28.0%)	6,197.88ha (28.5%)	7,620ha (35.0%)

(3)重複とは、緑地区域(面積)が重なっている部分です。

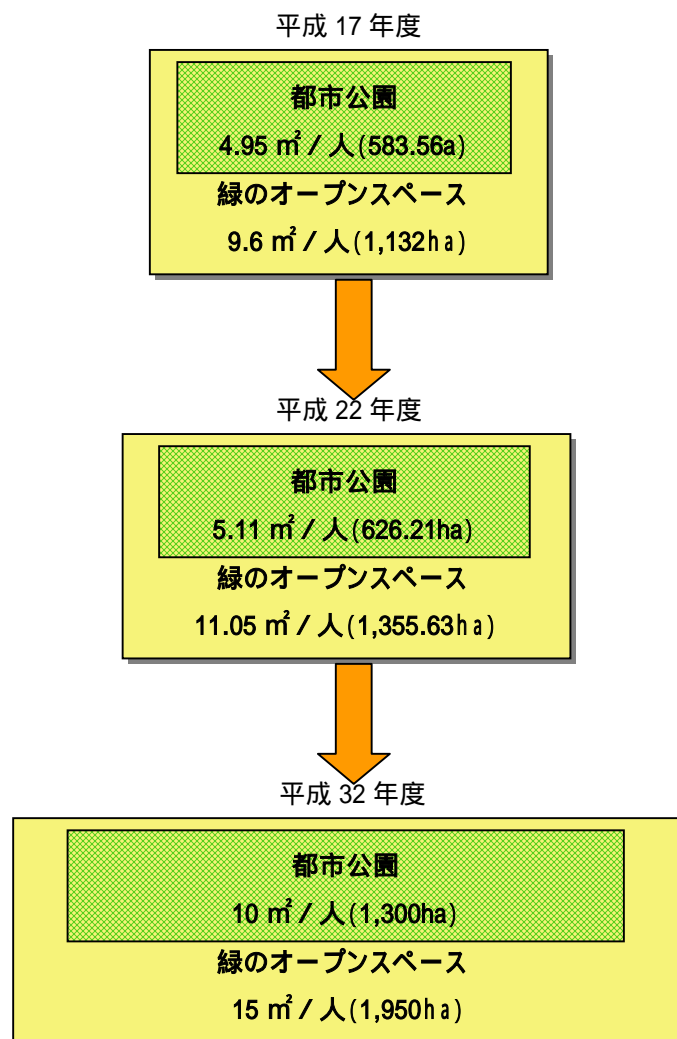
例:荒川近郊緑地保全区域内に整備されている都市公園など
風致地区内の生産緑地、保存緑地など
安行武南自然公園内の公共公益施設など

平成 22 年度での担保性のある緑の確保面積は 6,197.88ha であり、市域の 28.5%でした。平成 17 年度からの 5 年間で約 110ha 増加していました。

(2) 都市公園を市民1人当たり10㎡以上確保します。また、都市公園を含めた核となる緑のオープンスペースを市民1人当たり15㎡以上確保します。

都市公園をはじめとした緑のオープンスペース(4)が不足しているという現状を踏まえ、都市公園を市民1人当たり10㎡以上確保します。また、都市公園と都市公園に準じる公園や緑地などを含めた核となる緑のオープンスペースを市民1人当たり15㎡以上確保することを目指します。

(4) 緑のオープンスペースとは、都市公園に公共公益植栽地、民間施設緑地などを加えたものです。

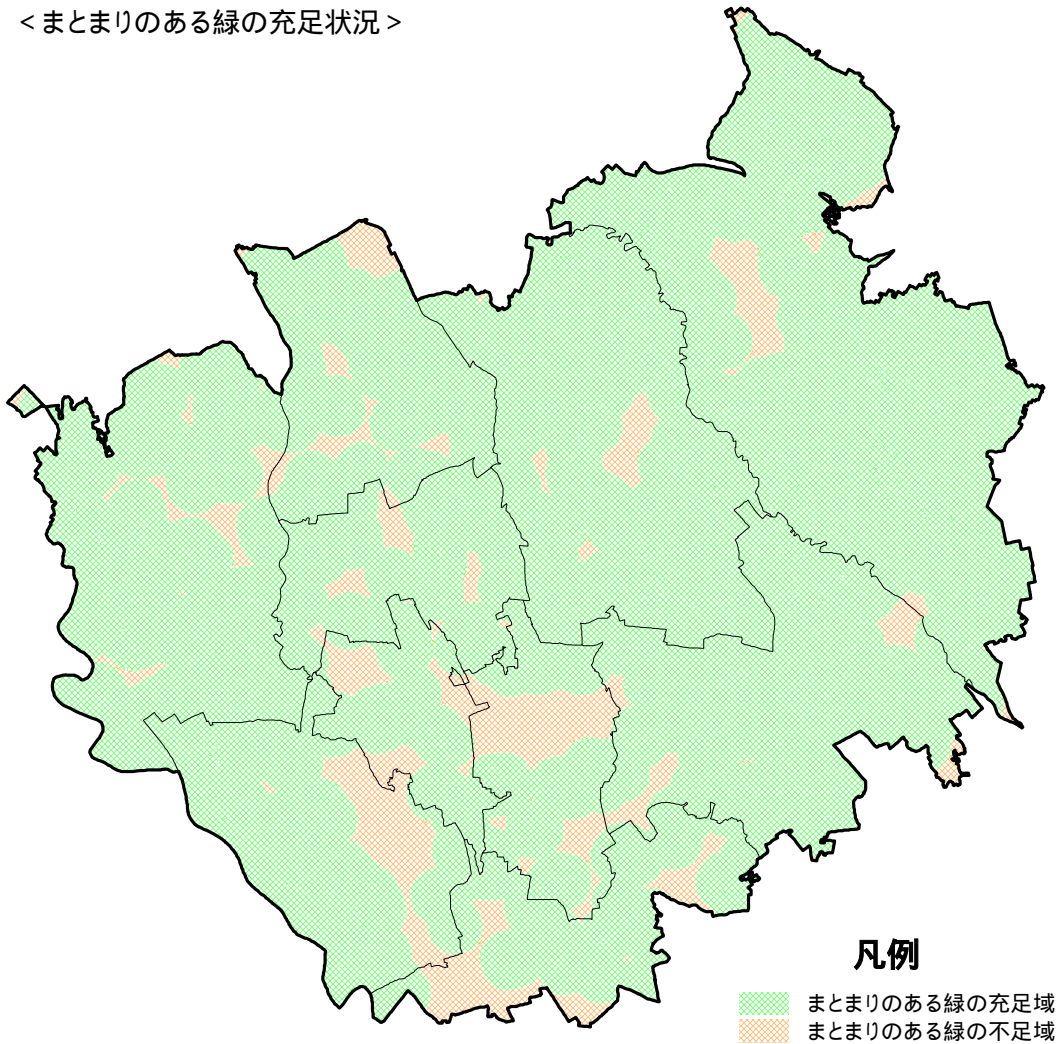


平成 22 年 4 月 1 日での都市公園面積は 626.21ha で、市民 1 人当たりの公園面積は 5.11㎡でした。平成 17 年度からの 5 年間で都市公園面積は約 43ha、市民 1 人当たりの公園面積は約 0.2㎡増加していました。公園整備により公園面積は増加しているものの、人口の増加に伴い、市民 1 人当たりの公園面積は、ほぼ変化が無い状況となっていました。

(3) まとまりのある緑を歩いて行ける範囲に確保します。

多様な緑が点在しているさいたま市の特徴を大切に、また緑が少ない区域において緑を積極的に確保することにより、0.25～1ha 程度のまとまりのある樹林地・農地・公園などの緑や水辺を、歩いて行ける範囲(約 500m)に確保することを目指します。

<まとまりのある緑の充足状況>



前述の図は、平成 22 年度でのまとまりのある緑として、公園は面積 0.25ha 以上のもの、樹林地と農地は 1ha 以上のものを対象として、歩いて行ける範囲(約 500m)の充足状況を表したものです。

市全域のまとまりのある緑の充足率は 90.3%と比較的に高い状況でしたが、樹林地や農地が少ない浦和区、中央区、南区では、充足率が 66.5%、77.6%、78.0%と低い状況となっていました。

(4) 公共公益施設は敷地の25%以上、民間施設は敷地の20%以上の緑化に努めます。

市街地を中心として緑を積極的に確保していくために、公共公益施設については敷地の25%以上(5)、民間施設については敷地の20%以上の緑化に努めます。このため、道に接する目に触れやすい場所の緑化や屋上緑化・壁面緑化など、効果的でさまざまな手法も活用して緑の確保に努めます。

(5)一敷地面積が3,000 m²以上の場合の緑化率を指します。

市域において、市が公共の建築物を設置する場合は、「さいたま市公共施設緑化マニュアル」における公共施設緑化基準に基づき、用途地域・敷地面積・中高層建築物に応じて決められている割合(5~25%)以上の緑地を敷地内に設けることとしています。

また、開発行為等で建築される民間建築物等に対しても「さいたま市緑化指導基準」にて、同様に一定割合(5~20%)以上の緑地を敷地内に設けることとしています。

下記に平成22年度に申請されました、公共、民間施設等のそれぞれの緑化協議状況を示します。

	手続き件数	緑化面積	平均緑化率
公共施設	12件	1.3ha	20.25%
民間施設等	221件	10.5ha	15.55%

公共施設、民間施設等の目標緑化率(25%及び20%)においては、各緑化基準で規定されている最も高い緑化率のため、平均緑化率では目標緑化率には達していません。今後も、緑の将来像を実現するため、公共施設だけでなく、民間施設等に対してもより一層の緑化推進を図り、目標緑化率に近づくよう努める必要があります。

(5) 市民の誰もが身近な場所で緑豊かと実感できる質の高いまちを目指します。

緑豊かで質の高いまちとは、最終的に市民が評価するものです。自然が豊かであると感じる市民は現状では3割程度ですが、今後の緑のまちづくりの推進によって、市民や訪れる人の誰もが、量だけでなく質においても緑の豊かさが身近に感じることができるまちを目指します。

平成22年度に行なわれた「さいたま市民意識調査」にて、「さいたま市のイメージ」について質問したところ、31.4%の市民が「自然の豊かなまち」と回答しています。

このことから、緑の基本計画が策定された平成17年度から市民が緑豊かと実感している割合は、ほぼ同じ状況となっていました。

3 アクションプランの実施状況について

さいたま市緑の基本計画アクションプランに掲載している全 82 事業()のうち、平成 26 年度末の計画目標を「達成」した事業は 5 事業、計画目標の達成に向け「概ね順調」に進捗している事業は 71 事業でした。進捗に「遅れ」が生じている 6 事業については、平成 22 年度の進捗状況を踏まえ、今後の取組みにより事業の着実な推進を図っていきます。

なお、進捗状況(「達成」、「概ね順調」、「遅れ」の 3 段階)の判定に関する考え方は、下記のとおりです。

達成	「計画目標(平成 26 年度末)」欄の内容を達成した場合 複数の目標指標からなる事業は、全ての目標を達成したもの 計画目標を達成により既に終了した事業は、本項目に含む
概ね順調	計画目標(平成 26 年度末)の達成に向け、平成 22 年度末までに計画・予定した事業量等を 7 割以上達したもの 数値目標以外の場合は取組内容や成果を総合的に判定
遅れ	に達していないもの 複数の目標指標からなる事業は、1 つでも に達していなければ本項目に該当する 計画目標を達成しないまま既に終了した事業は、本項目に含む

アクションプラン事業は 82 事業ですが、再掲事業(事業内容によって複数の分野に該当し、各分野に重複して掲載している事業: 29 事業あり 72 箇所)があるため、各分野の事業数を合計すると 154 事業になります。

(1) 分野別の進捗状況

< 施策番号 > 施策名(掲載事業数)	平成 22 年度進捗状況		
	達成	概ね順調	遅れ
< 1 > 見沼田圃シンボル軸づくり(25 事業)	1	22	2
< 2 > 荒川シンボル軸づくり(5 事業)	0	4	1
< 3 > 元荒川シンボル軸づくり(7 事業)	0	7	0
< 4 > 緑のシンボル核づくり(15 事業)	3	11	1
< 5 > 都市基幹公園などの整備(6 事業)	0	6	0
< 6 > まとまりのある樹林地の保全・活用・再生(6 事業)	0	6	0
< 7 > 緑のシンボル軸などの保全・強化(3 事業)	0	3	0
< 8 > 樹林地の担保性の向上に向けた取組みの促進(2 事業)	0	2	0
< 9 > 市街地の農地の保全(3 事業)	0	2	1
< 10 > 世界に誇る盆栽文化の保全・育成(1 事業)	0	1	0
< 11 > 住区基幹公園などの整備(2 事業)	0	2	0
< 12 > 都心部を中心とした緑の創出(4 事業)	2	2	0
< 13 > 花と緑の駅づくり(4 事業)	0	4	0
< 14 > 公共公益施設の緑化推進(3 事業)	0	2	1
< 15 > 学校の緑化推進(8 事業)	1	7	0
< 16 > 屋上緑化・壁面緑化の推進(9 事業)	2	6	1
< 17 > 連続性のある緑や水面の創出(6 事業)	1	5	0
< 18 > 都市計画道路の緑化推進(2 事業)	0	2	0
< 19 > 街路樹の適切な維持管理の推進(1 事業)	0	1	0
< 20 > 緑道などの整備(1 事業)	0	1	0
< 21 > 市街地を流れる緑の風の道づくり(2 事業)	0	2	0
< 22 > 生き物の生息地・生育地の保全・確保(4 事業)	0	3	1
< 23 > 緑に関する情報提供の充実(6 事業)	0	6	0
< 24 > 緑にふれあう機会の提供(6 事業)	1	5	0
< 25 > コミュニティガーデンづくりの推進(3 事業)	0	3	0
< 26 > 愛着の持てる公園づくり(9 事業)	0	9	0
< 27 > 愛着の持てる樹林地・農地づくり(2 事業)	0	1	1
< 28 > 緑のボランティア・団体などの育成・支援(4 事業)	0	4	0
< 29 > 緑の保全・緑化の推進を目的とした基金の創設(1 事業)	0	1	0
< 30 > 緑の基本計画を支える条例などの充実(1 事業)	0	1	0
< 31 > 環境に配慮した緑化指導の充実(3 事業)	0	3	0
再掲事業を含む合計(154 事業)	11	134	9
再掲事業を含まない合計(82 事業)	5	71	6
割合	6.1%	85.4%	8.5%

個別の事業ごとの実施状況は、「4 平成 22 年度実施状況一覧表」をご覧ください。

(2) 平成 22 年度までに「達成」した事業(11 事業:再掲含む)

施策の名称	事業の名称	アクションプラン事業の名称
< 1 > 見沼田圃シンボル軸づくり	1 見沼田圃の農地の保全・活用	景観法に基づく制度の活用
< 4 > 緑のシンボル核づくり	2 風致地区の緑の保全・育成	建築物緑化助成事業 (再掲) 景観法に基づく制度の活用
	6 緑の歩行者ネットワークの整備	高沼遊歩道整備事業
< 12 > 都心部を中心とした緑の創出	2 良好な景観形成の促進	(再掲) 景観法に基づく制度の活用
		(再掲) 建築物緑化助成事業
< 15 > 学校の緑化推進	1 環境教育のフィールドの確保	学校の芝生の維持管理
< 16 > 屋上緑化・壁面緑化の推進	1 屋上緑化・壁面緑化などの緑化の支援・誘導	(再掲) 建築物緑化助成事業
	2 制度の活用による屋上緑化・壁面緑化の推進	(再掲) 建築物緑化助成事業
< 17 > 連続性のある緑や水面の創出		(再掲) 建築物緑化助成事業
< 24 > 緑にふれあう機会の提供	2 区の木・区の花などの選定	「区の花」の制定

個別の事業ごとの実施状況は、「4 平成 22 年度実施状況一覧表」をご覧ください。

(3) 平成 22 年度に「遅れ」が生じている事業(9 事業:再掲含む)

施策の名称	事業の名称	アクションプラン事業の名称
<1> 見沼田圃シンボル軸づくり	1 見沼田圃の農地の保全・活用	地産地消事業
		遊休農地の防止対策の強化
<2> 荒川シンボル軸づくり	1 優れた自然環境などの保全・再生	(再掲)地産地消事業
<4> 緑のシンボル核づくり	2 風致地区の緑の保全・育成	生け垣助成制度
<9> 市街地の農地の保全	1 生産緑地地区の指定と維持管理	(再掲)地産地消事業
<14> 公共公益施設の緑化推進	1 さまざまな手法を活用した緑の創出	公共施設の屋上緑化・壁面緑化
<16> 屋上緑化・壁面緑化の推進	1 屋上緑化・壁面緑化などの緑化の支援・誘導	(再掲)公共施設の屋上緑化・壁面緑化
<22> 生き物の生息地・生育地の保全・確保		自然環境・水環境保全事業
<27> 愛着の持てる樹林地・農地づくり	2 農地を活用した緑の保全	市民農園整備事業

個別の事業ごとの実施状況は、「4 平成 22 年度実施状況一覧表」及び「5 「遅れ」が生じている事業の今後の取組み」をご覧ください。

4 平成22年度実施状況一覧表

施策の名称	施策の概要	事業の名称	事業の概要	アクションプランの事業の名称 (担当課室)	アクションプランの事業の概要	計画目標		平成22年度実施状況	進捗状況
						平成21年度末	平成26年度末		
<1> 見沼田圃シンボル軸づくり	見沼田圃の自然・歴史・文化を市民のかけがえのない環境資産とし、後世に伝える田圃風景と憩いの場を創出することを目標としています。	1 見沼田圃の農地の保全・活用	都市農業の拠点として維持するとともに、農地の多面的機能を周知し、見沼田圃にふさわしい姿の実現に向けて、積極的に保全と活用を推進します。	見沼グリーンプロジェクト推進事業 (みどり推進課)	見沼田圃の自然・歴史・文化を市民のかけがえのない環境資産として次世代に引き継いでいくことを基本理念として、その保全・活用・創造に努め、水と緑の拠点形成、水と緑の連続性の確保による「水と緑のネットワーク」の形成を図ります。	「見沼たんぼのホームページ」の開設 (平成19年度) 「見沼たんぼ・さいたま市&市民ネットワーク」による情報発信と各種活動の実施(平成20年度から)	見沼田圃基本計画策定 (平成22年度) 見沼田圃基本計画アクションプラン策定 (平成23年度)	「さいたま市見沼田圃基本計画」を策定し、フォーラムにて市民に公表	概ね順調
				農情情報ガイドブック・マップ作成事業 (農業政策課)	市内の観光農園・直売所・特産品の紹介などの農業関連情報を掲載したガイドブックにより農業農産物のPRを図ります。	15,000部作成	継続	12,000部作成	概ね順調
				地産地消事業 (農業政策課)	農産物を市内で生産消費する仕組みを整備するとともに、消費者に安全・安心な農産物を供給するため、生産者に対し、エコファーマーへの転換や特別栽培農産物の生産等を促します。また、市内の特色ある農産物を原料とした加工品を開発し、市のブランドとして育てます。	特別栽培農産物数:209件 エコファーマー:196件 商品開発数:0件 (平成20年度末)	特別栽培農産物数:250件 エコファーマー:235件 商品開発数:5件 (平成25年度末)	特別栽培農産物数:240件 エコファーマー:169件 商品開発数:2件	遅れ
				遊休農地の防止対策の強化 (農業政策課)	遊休農地の解消・再生・活用する施策を実施し、営農再開による農業利用を目指します。また企業・NPO等の農業参入や市民農園などの農地有効活用と環境保全利用を支援します。	遊休農地解消団体数:0団体 企業・NPO等による農業算入:1件	遊休農地解消団体数:10団体 企業・NPO等による農業算入:10件 (平成25年度末)	遊休農地解消団体数:0団体 企業・NPO等による農業算入累計:1件(H22:0件)	遅れ
				都市農業担い手育成事業 (農業政策課)	都市農業の充実を図るため、農業後継者の育成や地域の担い手を認定農業者として育成し、農業経営規模の拡大を図るとともに、農業の多面的機能を活用した市民とのネットワークづくりなど農業理解を深め、特色ある都市農業の振興を図ります。また、新規就農者が算入しやすい農業環境を整備するための実施方針を策定するとともに、就農に向けた情報発信や経営講習会・就農ガイダンスの実施、ファーマーズマーケットの整備や農業生産法人など営農組織化の支援を行います。	認定農業者数:168人 実施方針:未策定 新規農業者数:- (平成20年度末)	認定農業者数:180人(平成25年度) 策定(平成23年度末) 新規農業者数:年間20人(平成24年度)	認定農業者数:187人 実施方針策定の検討組織を設立 新規農業者数:19名	概ね順調
				景観法に基づく制度の活用 (都市計画課)	景観法に基づく景観計画を策定し、各種制度を活用することにより、良好な景観形成を図ります。	景観計画策定(予定)	施行(平成22年度)	「さいたま市景観計画」策定(H22.4)	達成
		2 見沼田圃周辺斜面林と周辺の緑の保全・活用	見沼田圃と一体となった斜面林と周辺の緑の重点的な保全と活用に努めます。	【再掲】 見沼グリーンプロジェクト推進事業 (みどり推進課)	見沼田圃の自然・歴史・文化を市民のかけがえのない環境資産として次世代に引き継いでいくことを基本理念として、その保全・活用・創造に努め、水と緑の拠点形成、水と緑の連続性の確保による「水と緑のネットワーク」の形成を図ります。	「見沼たんぼのホームページ」の開設 (平成19年度) 「見沼たんぼ・さいたま市&市民ネットワーク」による情報発信と各種活動の実施(平成20年度から)	見沼田圃基本計画策定 (平成22年度) 見沼田圃基本計画アクションプラン策定 (平成23年度)	「さいたま市見沼田圃基本計画」を策定し、フォーラムにて市民に公表	概ね順調
				特別緑地保全地区の指定検討 (みどり推進課)	無秩序な市街化の防止と良好な都市環境の維持を目的に、条例等で指定している緑地を都市緑地法による特別緑地保全地区として指定します。また、計画的な指定に向けての検討をします。	地区数:3地区 総面積:1.9ha (平成22年1月1日現在)	地区数:8地区 総面積:3.4ha (平成32年度)	地区数:3地区 総面積:1.97ha 木崎特別緑地保全地区計画地0.45ha取得	概ね順調
				自然緑地の保全・整備事業 (みどり推進課)	市民の健康で快適な生活環境を確保するため、さいたまみどりの条例に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、水辺地などをオープン型の自然緑地として指定し保全するとともに、特に貴重な緑地については、公有地化を図ります。	地区数:27地区 総面積:7.53ha (平成22年1月1日現在)	地区数:32地区 総面積:9.2ha (平成32年度)	地区数:27地区 総面積:7.52ha 指定候補の土地所有者に協力を得る 公有地化を図るための検討中	概ね順調
				みどり愛護会の活動支援 (みどり推進課)	市内に残る貴重な樹林地を保全するために、市民団体・学校などとの連携を強化し、ボランティア活動を支援します。	10支部で21箇所の保全活動を実施 会員数:231名 (平成22年1月1日現在)	継続	10支部で21箇所の保全活動を実施 会員数:249名 (平成23年3月31日現在)	概ね順調
	3 見沼代用水・河川の維持・整備	見沼代用水や芝川、加田屋川のあり方の検討及び水と緑のネットワークを形成するよう水辺の活用を推進します。	主要河川の水質・流量調査 (環境対策課・環境科学課)	公共用水域等の水質の汚濁状況を把握するため、埼玉県公共用水域測定計画で定められた地点及び本市が独自に設定した補足地点で定期的な水質調査を実施します。	水質調査:23地点 流量調査:7地点 (平成20年度末)	継続	水質調査:23地点 流量調査:7地点	概ね順調	
			事業場排水水質検査 (環境対策課・環境科学課)	工場・事業場に設置されている排水の特定施設等の使用状況を確認し、排水処理施設等の維持管理状況や排水の検査をすることで、公共用水域の水質汚濁の防止を図り、生活環境を保全します。	検査実施件数:404件 改善等指導件数:37件 (平成20年度末)	継続	検査実施件数:206件 改善等指導件数:21件	概ね順調	
			下水道汚水事業 (下水道計画課)	市民の生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、市街化区域を最優先に公共下水道(汚水)整備を実施します。市街化調整区域は、人口分布、土地利用状況などの地域特性を踏まえ、順次整備します。	下水道普及率:85% (平成20年度末)	下水道普及率:90% (平成24年度末)	下水道普及率 87.9%	概ね順調	
			遊歩道の整備 (担当課室)	歩行者が安全で快適に歩くことができる遊歩道の整備を推進します。	高沼遊歩道の整備	環境空間(下落合地区)の緑道整備 (平成24年度末)	下落合環境空間緑道の整備着手	概ね順調	

施策の名称	施策の概要	事業の名称	事業の概要	アクションプランの事業の名称 〔担当課室〕	アクションプランの事業の概要	計画目標		平成22年度実施状況	進捗状況
						平成21年度末	平成26年度末		
<1> 見沼田圃シンボル軸づくり	見沼田圃の自然・歴史・文化を市民のかけがえのない環境資産とし、後世に伝え、世界に誇れる田園風景と憩いの場を創出することを目標としています。	4 見沼田圃の自然を活かした公園などの整備	本来あるべき姿に再生するための公園や緑地などの整備に努めます。	緑の核づくり公園整備事業 〔都市公園課〕	都市公園の適正な配置・整備に向け、公園の不足する地域を重点に、歩いて行ける身近な公園の整備を進め、市民一人当たりの都市公園面積10㎡を目指します。	身近な公園整備率:79.7% (平成20年度末)	身近な公園整備率:88.2% (平成25年度末)	身近な公園整備率:82.5%	概ね順調
				(仮称)セントラルパーク整備事業 〔都市公園課〕	見沼田圃全体の将来像を見据え、その保全・活用・創造を先導するとともに、市民のオアシスとなる緑の拠点を形成するため、(仮称)セントラルパークの整備を進めます。	先行整備地区3.9haを開設(H19.11) 次期整備地区について検討中	事業推進に向け関係機関と調整 (平成25年度末)	市民参加による公園管理について、月1回会議及びイベントを実施	概ね順調
				加田屋地区自然環境公園整備事業 〔都市公園課〕	見沼田圃の原風景を色濃く残す加田屋地区の既存の環境資源や人材を生かした持続可能な市民緑地公園として、水田や湿地を生かした形で、水・湿地系のネットワークを形成する拠点としての公園整備を進めます。	関係機関と調整中	関係機関と調整しながら、(仮称)見沼基本計画に基づいた事業展開 (平成25年度)	関係機関と調整中	概ね順調
				見沼通船掘公園整備事業 〔都市公園課〕	国指定史跡の見沼通船掘と周辺の斜面林を取り込み、見沼田圃の環境に調和した、歴史と自然にふれあえる総合公園を整備します。	用地買収中	事業中 (暫定利用として一部供用開始)	用地買収進捗率:87%	概ね順調
		5 見沼田圃グリーントラストの推進	市民・団体・事業者などの協力によって基金を募り、斜面林などの公有地化を推進する制度を検討します。	【再掲】 自然緑地の保全・整備事業 〔みどり推進課〕	市民の健康で快適な生活環境を確保するため、さいたま市みどりの条例に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、水辺地などをオープン型の自然緑地として指定し保全するとともに、特に貴重な緑地については、公有地化を図ります。	地区数:27地区 総面積:7.53ha (平成22年1月1日現在)	地区数:32地区 総面積:9.2ha (平成32年度)	地区数:27地区 総面積:7.52ha 指定候補の土地所有者に協力を得る公有地化を図るための検討中	概ね順調
		6 見沼田圃の保全・活用・創造に向けた市民活動のネットワークづくりの推進	市民やボランティアなどの団体の活動を連携させるために、情報交換や人材交流の場づくりなどによるネットワークづくりを進めます。	見沼たんぼ・さいたま市 & 市民ネットワーク 〔みどり推進課〕	平成19年度「見沼たんぼのホームページ」開設と同時に「見沼たんぼ・さいたま市 & 市民ネットワーク」を立ち上げ、ホームページの運営やイベント等の企画を行っています。	ホームページアクセス数:48,531件 (平成21年5月末現在累計)	ホームページアクセス数:200,000件	ホームページアクセス数:112,038件 (平成23年5月末現在累計)	概ね順調
		7 見沼田圃の魅力についての情報発信や資源の活用	見沼田圃の価値や魅力をPRするとともに、国内外に向けて情報発信に努めます。	市民活動等支援事業 〔市民活動支援室〕	市民の自主的な活動の活発化を図るために、市民活動や協働についての情報提供やイベントの開催などによる相互交流の場を創出するとともに、市民活動を支援するために必要な施策を実施します。	浦和駅東口駅前のコムナーレ9階に市民活動サポートセンターを開設し、市民活動に対して交流の促進や、活動の場・情報・相談・学習の機会等の提供を行っています。	推進	市民活動サポートセンター第4回フェスティバルで「アースデイ見沼たんぼ実行委員会」が、見沼たんぼで市民による地球環境について考えるアースデイの開催を目指していることや日頃の活動成果を広くアピールした。一級・準用河川の浄化のための清掃活動をしている「大宮河川愛護会」が、見沼たんぼの歴史や文化を大切に自然観察会の実施をPRした。	概ね順調
				【再掲】 見沼グリーンプロジェクト推進事業 〔みどり推進課〕	見沼田圃の自然・歴史・文化を市民のかけがえのない環境資産として次世代に引き継いでいくことを基本理念として、その保全・活用・創造に努め、水と緑の拠点形成、水と緑の連続性の確保による「水と緑のネットワーク」の形成を図ります。	「見沼たんぼのホームページ」の開設 (平成19年度) 「見沼たんぼ・さいたま市 & 市民ネットワーク」による情報発信と各種活動の実施(平成20年度から)	見沼田圃基本計画策定 (平成22年度) 見沼田圃基本計画アクションプラン策定 (平成23年度)	「さいたま市見沼田圃基本計画」を策定し、フォーラムにて市民に公表	概ね順調
				見沼たんぼでの協働と農業活性化 〔農業政策課〕	見沼たんぼでの農業交流イベントや見沼農業ネットワークの拡充を行います。	見沼農業ネットワーク:7団体	事業推進	見沼農業ネットワーク:7団体	概ね順調
				歴史的資源の活用 〔文化財保護課〕	見沼通船掘の閘門や鈴木住宅の適切な保存を行うとともに、周辺の文化財への案内看板や休憩施設を設置し、憩える場所として歴史的遺産の活用を図ります。	見沼通船掘の閘門や鈴木住宅の修繕 休憩施設設置検討	継続 設置 (平成22年度から)	継続 設置準備	概ね順調
		斜面林や見沼代用水等を活用した憩いの場所整備事業 〔みどり推進課〕	多くの人に見沼田圃の豊かな自然や歴史などを楽しんでもいただくために、見沼代用水と一体となった斜面林を開放し、散策路や休憩施設を整備します。	ワークショップによる設置場所等の検討	斜面林の新規開放数:3箇所 休憩施設の新規整備数:5箇所 (平成24年度末)	斜面林の新規開放数:1箇所 休憩施設の新規整備数:1箇所	概ね順調		

施策の名称	施策の概要	事業の名称	事業の概要	アクションプランの事業の名称 (担当課室)	アクションプランの事業の概要	計画目標		平成22年度実施状況	進捗状況
						平成21年度末	平成26年度末		
<2> 荒川シンボル 軸づくり	荒川を緑のシンボル軸として引き続き保全を基本としながら、自然環境を活かしたエコロジカル・ネットワークの拠点の形成を進めます。また、周辺の緑との調和に努め、自然とのふれあいや緑に親しめるレクリエーション空間として活用します。	1 優れた自然環境などの保全・再生	優れた自然環境を形成している緑や周辺の良好な農地の保全とともに、自然環境を体験する場としての活用を努めます。	田島ヶ原サクラソウ自生地の保護 (文化財保護課)	国の特別天然記念物である田島ヶ原サクラソウ自生地を保護するために、自生地では帰化植物の除去や希少植物の増殖、草焼きなどを中心に、年間の維持管理事業を実施しています。今後は、将来を見通した保存管理の方法を新たに策定し、サクラソウ保護を適切に実施します。	毎年維持管理を実施	継続	継続	概ね順調
				【再掲】 自然緑地の保全・整備事業 (みどり推進課)	市民の健康で快適な生活環境を確保するため、さいたま市みどりの条例に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、水辺地などをオープン型の自然緑地として指定し保全するとともに、特に貴重な緑地については、公有地化を図ります。	地区数:27地区 総面積:7.53ha (平成22年1月1日現在)	地区数:32地区 総面積:9.2ha (平成32年度)	地区数:27地区 総面積:7.52ha 指定候補の土地所有者に協力を得る 公有地化を図るための検討中	概ね順調
				【再掲】 地産地消事業 (農業政策課)	農産物を市内で生産消費する仕組みを整備するとともに、消費者に安全・安心な農産物を供給するため、生産者に対し、エコファーマーへの転換や特別栽培農産物の生産等を促します。また、市内の特色ある農産物を原料とした加工品を開発し、市のブランドとして育てます。	特別栽培農産物数:209件 エコファーマー:196件 商品開発数:0件 (平成20年度末)	特別栽培農産物数:250件 エコファーマー:235件 商品開発数:5件 (平成25年度末)	特別栽培農産物数:240件 エコファーマー:169件 商品開発数:2件	遅れ
				環境教育・学習推進事業 (環境総務課・指導1課)	環境問題に対する関心や理解の向上、環境保全に係る自発的な行動を促進するため、環境教育・学習を実施します。	アースミュージカル参加者:1,086人 (平成20年度) 標語・ポスターコンクール:1,811人 (平成20年度) 学校環境緑化コンクール参加校:40校	1,100人(平成21年度で事業終了) 9,000人(平成21~25年度累計) 200校(平成21~25年度累計)	1,022人(平成21年度) 累計:2,962人(H22:1,809人) 累計:81校(H22:41校)	概ね順調
		2 自然を活かした広域的なレクリエーション空間としての活用	荒川河川敷の公園や民間の運動場などでは、周辺の緑との調和に努め、自然とのふれあいや広域的なスポーツ・レクリエーション空間として活用します。	【再掲】 遊歩道の整備 (担当課室)	歩行者が安全で快適に歩くことができる遊歩道の整備を推進します。	高沼遊歩道の整備	環境空間(下落合地区)の緑道整備 (平成24年度末)	下落合環境空間緑道の整備着手	概ね順調
3 河川空間と市街地の連続性の確保	安全な都市づくりを目指した河川整備を行うとともに、今後の調節池、高規格堤防、管理用道路、緊急河川敷道路などの整備に当たっては、自然環境に配慮しながら検討します。								
4 荒川の魅力についての情報発信	優れた自然環境の保全・再生の取組みや、広域的なスポーツ・レクリエーション空間としての魅力の情報発信に努めます。								
<3> 元荒川シンボル 軸づくり	元荒川では、貴重な自然環境の保全を基本として、自然環境を活かしたエコロジカル・ネットワークの拠点の形成を図るとともに、緑と歴史や文化に親しめる空間として活用します。	1 優れた自然環境などの保全・再生	優れた自然環境を保全するとともに、質の高い緑の整備を進めます。	【再掲】 自然緑地の保全・整備事業 (みどり推進課)	市民の健康で快適な生活環境を確保するため、さいたま市みどりの条例に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、水辺地などをオープン型の自然緑地として指定し保全するとともに、特に貴重な緑地については、公有地化を図ります。	地区数:27地区 総面積:7.53ha (平成22年1月1日現在)	地区数:32地区 総面積:9.2ha (平成32年度)	地区数:27地区 総面積:7.52ha 指定候補の土地所有者に協力を得る 公有地化を図るための検討中	概ね順調
				【再掲】 環境教育・学習推進事業 (環境総務課・指導1課)	環境問題に対する関心や理解の向上、環境保全に係る自発的な行動を促進するため、環境教育・学習を実施します。	アースミュージカル参加者:1,086人 (平成20年度) 標語・ポスターコンクール:1,811人 (平成20年度) 学校環境緑化コンクール参加校:40校	1,100人(平成21年度で事業終了) 9,000人(平成21~25年度累計) 200校(平成21~25年度累計)	1,022人(平成21年度) 累計:2,962人(H22:1,809人) 累計:81校(H22:41校)	概ね順調
		2 水辺とのふれあいに配慮したレクリエーション空間としての活用	元荒川の豊かな自然環境に配慮しながら、水辺に親しめるレクリエーション空間としての活用	【再掲】 遊歩道の整備 (担当課室)	歩行者が安全で快適に歩くことができる遊歩道の整備を推進します。	高沼遊歩道の整備	環境空間(下落合地区)の緑道整備 (平成24年度末)	下落合環境空間緑道の整備着手	概ね順調
		3 周辺の緑の保全と創出	斜面林などの樹林地や農地の保全とともに、市街地の緑のまちなみづくりに努め、河川空間と連続した緑を確保します。	【再掲】 自然緑地の保全・整備事業 (みどり推進課)	市民の健康で快適な生活環境を確保するため、さいたま市みどりの条例に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、水辺地などをオープン型の自然緑地として指定し保全するとともに、特に貴重な緑地については、公有地化を図ります。	地区数:27地区 総面積:7.53ha (平成22年1月1日現在)	地区数:32地区 総面積:9.2ha (平成32年度)	地区数:27地区 総面積:7.52ha 指定候補の土地所有者に協力を得る 公有地化を図るための検討中	概ね順調
				緑化に関する協議 (みどり推進課)	開発事業者が行うべき敷地内の緑地の保全及び緑化に関して必要な事項を定めた緑化指導基準に基づき、協議を行います。	緑化指導基準の改正 協議によって創出される緑地:6.4ha (平成20年度)	協議によって創出される緑地 累計:50ha	協議によって創出される緑地:約10.5ha	概ね順調
		4 市街地を結ぶ歴史・文化と緑を活かしたネットワークづくり	周辺の歴史・文化資源や道路を活かした緑のネットワークづくりを進めます。	【再掲】 緑の核づくり公園整備事業 (都市公園課)	都市公園の適正な配置・整備に向け、公園の不足する地域を重点に、歩いて行ける身近な公園の整備を進め、市民一人当たりの都市公園面積10㎡を目指します。	身近な公園整備率:79.7% (平成20年度末)	身近な公園整備率:88.2% (平成25年度末)	身近な公園整備率:82.5%	概ね順調
		5 元荒川の魅力について情報発信	優れた自然環境の保全・再生の取組みや、レクリエーション空間としての魅力の情報発信に努めます。	都市計画道路の緑化推進 (道路計画課)	都市計画道路について、多様な手法による街路樹の整備に努めます。	道路整備延長:約1km (平成20年度)	推進	道路整備延長:1.7km 高木・中木植栽数:178本 低木植栽面積:775.4㎡	概ね順調

施策の名称	施策の概要	事業の名称	事業の概要	アクションプランの事業の名称 (担当課室)	アクションプランの事業の概要	計画目標		平成22年度実施状況	進捗状況		
						平成21年度末	平成26年度末				
<4> 緑のシンボル 核づくり	さまざまな緑を 活用しながら、 本市の歴史・文 化資源と新しい 都心空間の緑 のシンボル核 づくりに努めま す。	1 氷川参道の 維持・整備	氷川参道では、樹木の保護に努めるとともに、歩行者が安全で快適に歩くことができる道として維持・整備します。	氷川参道整備事業 (氷川参道対策室)	本市の歴史文化と自然を象徴とした重要なシンボルである氷川参道の樹木の保全を行いながら、快適な歩行空間を確保します。	参道樹木の保全のため、参道の歩行者専用化を目指す。第1段階として、既存の交通を受け入れた歩行者空間を確保すべく歩車分離工事を実施しています。	平成25年度末までに導入する。参道にふさわしいまちづくりガイドラインをもとに、平成26年度末には、参道樹木の保全及び、歩行者専用化にむけた課題の整理を行います。	並木敷きが締め固まらないように、参道樹木の保全のため、並木敷きに低木の植栽を行いました。 また、「氷川参道の樹木調査」を改訂しました。	概ね順調		
		2 風致地区の 緑の保全・ 育成	風致地区に指定されている氷川神社・氷川参道と盆栽村一帯の区域では、緑豊かなまちなみの維持とともに、緑の保全・育成に必要な措置を講じていくものとします。	風致地区の保全 (みどり推進課)		風致地区の景観や緑豊かな住環境を維持していくために、市民・業者の協力が不可欠であることから、制度の周知や啓発を推進します。	ホームページによる情報提供 制度の啓発看板の設置		推進	手引きを修正し配布	概ね順調
				【再掲】 緑化に関する協議 (みどり推進課)		開発事業者が行うべき敷地内の緑地の保全及び緑化に関して必要な事項を定めた緑化指導基準に基づき、協議を行ないます。	緑化指導基準の改正 協議によって創出される緑地 6.4ha (平成20年度)	協議によって創出される緑地 累計:50ha	協議によって創出される緑地:約10.5ha	概ね順調	
				建築物緑化助成事業 (みどり推進課)		建築物の屋上や壁面を利用して緑化する方に対して、その費用の一部を助成します。	建築物緑化助成事業の創設 (平成19年度) 創出された緑地:138㎡ (平成20年度末)	創出された緑地 累計:1,538㎡ (平成24年度末)	創出された緑地 累計:1,568.24㎡ (H22:220,16㎡)	達成	
				生け垣助成制度 (みどり推進課)		住宅の道路に接する生け垣や生け垣として中低木などの植え込みを設置する場合に、(財)さいたま市公園緑地協会が助成を行っています。	累計:140件 (平成20年度末)	累計:340件 (平成25年度末)	累計:191件 (H22:27件)	遅れ	
				【再掲】 景観法に基づく制度の活用 (都市計画課)		景観法に基づく景観計画を策定し、各種制度を活用することにより、良好な景観形成を図ります。	景観計画策定(予定)	施行(平成22年度)	「さいたま市景観計画」策定(H22.4)	達成	
				保存樹木の指定 (みどり推進課)		街の健全な環境の維持のため、樹木のうち特に健全に育ち、美観の優れた樹木を指定することにより、所有者に対して奨励金を交付し貴重な樹木を保全します。	保存樹木の指定本数:210本 (平成20年度末) 啓発活動の実施	保存樹木の指定本数:240本	保存樹木の指定本数:236本 啓発活動の実施	概ね順調	
		3 大宮駅周辺 などにおける 緑の創出	大宮駅周辺や見沼田圃の西側の市街地では、氷川神社や大宮公園などの周辺の豊かな緑と連続するよう、施設整備などにあわせて緑の積極的な創出に努めます。	大宮駅周辺地域戦略ビジョン推進事業 旧事業名 大宮駅東口都市再生プラン推進事業 (大宮駅東口まちづくり事務所)	大宮駅周辺地域戦略ビジョンに基づき、地域固有の自然環境を尊重した緑の創出や植栽基盤の確保を道路や公園、建物等が一体となって実現し、ヒートアイランドの緩和や自然を身近に感じられる快適な都市空間を形成します。 大宮駅東口都市再生プランは、平成22年5月より、大宮駅周辺地域戦略ビジョンとして取り組んでいます。	大宮駅東口地域の都市の骨格を形成する幹線道路である氷川緑道西通線の開通に向け、事業を推進する。	推進	南区間(南大通線～大宮中央通線) 用地買収率:約46% (H22:約34%)	概ね順調		
				緑化地域の指定検討 (みどり推進課)		建築物を新築・増築する際に緑化を義務づける緑化地域の指定を検討します。	緑化指導基準の課題整理	導入に向けた検討	埼玉県特定行政庁連絡協議会研究会にて、導入に向けた手引書を作成	概ね順調	
				立体都市公園制度の活用 (都市公園課)		中心市街地の土地の確保が困難な地域での建築物などの施設の一部や人工地盤を活用した立体都市公園を整備します。	制度活用について検討中	検討	制度活用について検討中	概ね順調	
				花いっぱい運動の活動推進 (みどり推進課)		緑化意識の向上と花いっぱい運動の普及啓発に励み、花と緑の豊かなまちづくりの推進について積極的に実践する市民を増やすために、ボランティアとの連携の強化を進め、活動を支援します。	会員数:2,800名 各区の活動団体の設立	推進	会員数:2800人 西区支部、中央区支部の設立	概ね順調	
		4 セントラル パーク構想 の推進	見沼田圃の自然を活かすとともに、その再生を意識した公園の整備とセントラルパーク構想の推進に努めます。	【再掲】 (仮称)セントラルパーク整備事業 (都市公園課)	見沼田圃全体の将来像を見据え、その保全・活用・創造を先導するとともに、市民のオアシスとなる緑の拠点形成するため、(仮称)セントラルパークの整備を進めます。	先行整備地区3.9haを開設(H19.11) 次期整備地区について検討中	事業推進に向け関係機関と調整 (平成25年度末)	市民参加による公園管理について、月1回会議及びイベントを実施	概ね順調		
		5 見沼田圃斜 面林の保 全・活用	緑のシンボル核一帯の見沼田圃の斜面林について、重点的な保全に努めます。	【再掲】 見沼グリーンプロジェクト推進事業 (みどり推進課)	見沼田圃の自然・歴史・文化を市民のかけがえのない環境資産として次世代に引き継いでいくことを基本理念として、その保全・活用・創造に努め、水と緑の拠点形成、水と緑の連続性の確保による「水と緑のネットワーク」の形成を図ります。	「見沼たんぼのホームページ」の開設 (平成19年度) 「見沼たんぼ・さいたま市&市民ネットワーク」による情報発信と各種活動の実施(平成20年度から)	見沼田圃基本計画策定 (平成22年度) 見沼田圃基本計画アクションプラン策定 (平成23年度)	「さいたま市見沼田圃基本計画」を策定し、フォーラムにて市民に公表	概ね順調		
		6 緑の歩行者 ネットワーク の整備	緑の歩行者ネットワークの整備に努めます。	高沼遊歩道整備事業 (都市公園課)	さいたま新都心東側高沼導水路用地を活用し、遊歩道として整備することで、見沼田圃から中山道、氷川参道へと続く緑のネットワーク機能の形成を図ります。	中流部整備により事業完了	完成 (平成21年度末)	完成 (平成21年度末)	達成		
				高沼用水路整備事業 (河川課)	高沼用水路(導水路・東縁・西縁)の水路や護岸などの水辺環境整備を行い、市民と連携しながら、その憩いの場となる親水性の高い水辺空間づくりを進め、花と緑のネットワークの形成を図ります。	整備総延長:0m 憩える場所の整備数:0箇所 (平成20年度末)	整備総延長:800m (平成25年度末) 憩える場所の整備数:2箇所 (平成24年度末)	整備総延長:0m 憩える場所の整備数:0箇所	概ね順調		

施策の名称	施策の概要	事業の名称	事業の概要	アクションプランの事業の名称 (担当課室)	アクションプランの事業の概要	計画目標		平成22年度実施状況	進捗状況		
						平成21年度末	平成26年度末				
<5> 都市基幹公園などの整備	都市基幹公園と広域公園などについては、整備水準以上の確保と、各区に対応した配置・整備を目指します。また、緑化率は50%以上とするとともに、水環境や空気の浄化などの環境保全を先導する整備や、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した整備、地域特性などを活かしたテーマのある整備に努めます。			【再掲】 (仮称)セントラルパーク整備事業 (都市公園課)	見沼田圃全体の将来像を見据え、その保全・活用・創造を先導するとともに、市民のオアシスとなる緑の拠点を形成するため、(仮称)セントラルパークの整備を進めます。	先行整備地区3.9haを開設(H19.11) 次期整備地区について検討中	事業推進に向け関係機関と調整 (平成25年度末)	市民参加による公園管理について、月1回 会議及びイベントを実施	概ね順調		
				【再掲】 加田屋地区自然環境公園整備事業 (都市公園課)	見沼田圃の原風景を色濃く残す加田屋地区の既存の環境資源や人材を生かした持続可能な市民緑地公園として、水田や湿地を生かした形で、水・湿地系のネットワークを形成する拠点としての公園整備を進めます。	関係機関と調整中	関係機関と調整しながら、(仮称)見沼基本 計画に基づいた事業展開 (平成25年度)	関係機関と調整中	概ね順調		
				秋葉の森総合公園整備事業 (都市公園課)	緑に囲まれた良好な自然環境の中で、気軽にスポーツやレジャー、自然とふれあう活動などが楽しめる施設を整備します。	北側ゾーン一部開設 (平成20年度末)	北側ゾーン:開設済み 南側ゾーン:事業中 (平成25年度末)	南側ゾーンの基本計画の見直し	概ね順調		
				【再掲】 見沼通船掘公園整備事業 (都市公園課)	国指定史跡の見沼通船掘と周辺の斜面林を取り込み、見沼田圃の環境に調和した、歴史と自然にふれあえる総合公園を整備します。	用地買収中	事業中 (暫定利用として一部供用開始)	用地買収進捗率:87%	概ね順調		
				与野中央公園整備事業 (都市公園課)	市街地における緑に囲まれた市民の運動の場や、広域避難場所となる総合公園を整備します。	用地買収中	事業中 東側部分一部開設済み 他暫定利用として一部供用開始	用地買収進捗率:87%	概ね順調		
				【再掲】 緑の核づくり公園整備事業 (都市公園課)	都市公園の適正な配置・整備に向け、公園の不足する地域を重点に、歩いて行ける身近な公園の整備を進め、市民一人当たりの都市公園面積10㎡を目指します。	身近な公園整備率:79.7% (平成20年度末)	身近な公園整備率:88.2% (平成25年度末)	身近な公園整備率:82.5%	概ね順調		
<6> まとまりのある樹林地の保全・活用・再生	西区北部、見沼区南部、緑区東部や岩槻区北部・南部は、武蔵野の面影を感じさせる地域です。このような豊かな緑を残す地域は市内でも少なくなっており、貴重な自然環境の財産として保全と活用に努めます。	1 緑のまとまりに配慮した保全制度の活用	県立安行武南自然公園として指定されている緑区東部や、西区北部、見沼区南部、岩槻区北部・南部の区域においては、新たな保全制度の活用を検討を含めて、まとまりのある緑の保全に努めます。また、重要な樹林地については、必要に応じてより担保性の高い制度へと移行していくよう努めます。	特別緑地保全地区の指定検討 (みどり推進課)	無秩序な市街化の防止と良好な都市環境の維持を目的に、条例等で指定している緑地を都市緑地法による特別緑地保全地区として指定します。また、計画的な指定に向けての検討をします。	地区数:3地区 総面積:1.9ha (平成22年1月1日現在)	地区数:8地区 総面積:3.4ha (平成32年度)	地区数:3地区 総面積:1.97ha 木崎特別緑地保全地区計画地0.45ha取得	概ね順調		
				2 特別緑地保全地区・自然緑地などの指定	本市の貴重な樹林地については、今後、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定に努めていきます。その他の樹林地についても、条例に基づく自然緑地や保存緑地などとしての維持と指定推進に努めます。	特別緑地保全地区の指定検討 (みどり推進課)	無秩序な市街化の防止と良好な都市環境の維持を目的に、条例等で指定している緑地を都市緑地法による特別緑地保全地区として指定します。また、計画的な指定に向けての検討をします。	地区数:3地区 総面積:1.9ha (平成22年1月1日現在)	地区数:8地区 総面積:3.4ha (平成32年度)	地区数:3地区 総面積:1.97ha 木崎特別緑地保全地区計画地0.45ha取得	概ね順調
				3 樹林地の活用・再生	まとまりのある貴重な緑の環境を活かし、緑に親しめる場として活用します。また、必要に応じて、良好な自然環境を回復するよう、再生に努めます。	【再掲】 自然緑地の保全・整備事業 (みどり推進課)	市民の健康で快適な生活環境を確保するため、さいたま市みどりの条例に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、水辺地などをオープン型の自然緑地として指定し保全するとともに、特に貴重な緑地については、公有地化を図ります。	地区数:27地区 総面積:7.53ha (平成22年1月1日現在)	地区数:32地区 総面積:9.2ha (平成32年度)	地区数:27地区 総面積:7.52ha 指定候補の土地所有者に協力を得る 公有地化を図るための検討中	概ね順調
						【再掲】 環境教育・学習推進事業 (環境総務課・指導1課)	環境問題に対する関心や理解の向上、環境保全に係る自発的な行動を促進するため、環境教育・学習を実施します。	アースミュージカル参加者:1,086人 (平成20年度) 標語・ポスターコンクール:1,811人 (平成20年度) 学校環境緑化コンクール参加校:40校	1,100人(平成21年度で事業終了) 9,000人(平成21~25年度累計) 200校(平成21~25年度累計)	1,022人(平成21年度) 累計:2,962人(H22:1,809人) 累計:81校(H22:41校)	概ね順調
						【再掲】 自然緑地の保全・整備事業 (みどり推進課)	市民の健康で快適な生活環境を確保するため、さいたま市みどりの条例に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、水辺地などをオープン型の自然緑地として指定し保全するとともに、特に貴重な緑地については、公有地化を図ります。	地区数:27地区 総面積:7.53ha (平成22年1月1日現在)	地区数:32地区 総面積:9.2ha (平成32年度)	地区数:27地区 総面積:7.52ha 指定候補の土地所有者に協力を得る 公有地化を図るための検討中	概ね順調
				【再掲】 みどり愛護会の活動支援 (みどり推進課)	市内に残る貴重な樹林地を保全するために、市民団体・学校などとの連携を強化し、ボランティア活動を支援します。	10支部で21箇所の保全活動を実施 会員数:231名 (平成22年1月1日現在)	継続	10支部で21箇所の保全活動を実施 会員数:249名 (平成23年3月31日現在)	概ね順調		
<7> 緑のシンボル軸などの保全・強化	見沼田圃、荒川、元荒川や河川を風の通り道の軸とし、周辺を含めて緑の保全と整備を進め、強化していくよう努めます。			【再掲】 見沼グリーンプロジェクト推進事業 (みどり推進課)	見沼田圃の自然・歴史・文化を市民のかけがえのない環境資産として次世代に引き継いでいくことを基本理念として、その保全・活用・創造に努め、水と緑の拠点形成、水と緑の連続性の確保による「水と緑のネットワーク」の形成を図ります。	「見沼たんぼのホームページ」の開設 (平成19年度) 「見沼たんぼ・さいたま市&市民ネットワーク」による情報発信と各種活動の実施(平成20年度から)	見沼田圃基本計画策定 (平成22年度) 見沼田圃基本計画アクションプラン策定 (平成23年度)	「さいたま市見沼田圃基本計画」を策定し、 フォーラムにて市民に公表	概ね順調		
				【再掲】 自然緑地の保全・整備事業 (みどり推進課)	市民の健康で快適な生活環境を確保するため、さいたま市みどりの条例に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、水辺地などをオープン型の自然緑地として指定し保全するとともに、特に貴重な緑地については、公有地化を図ります。	地区数:27地区 総面積:7.53ha (平成22年1月1日現在)	地区数:32地区 総面積:9.2ha (平成32年度)	地区数:27地区 総面積:7.52ha 指定候補の土地所有者に協力を得る 公有地化を図るための検討中	概ね順調		
				【再掲】 緑の核づくり公園整備事業 (都市公園課)	都市公園の適正な配置・整備に向け、公園の不足する地域を重点に、歩いて行ける身近な公園の整備を進め、市民一人当たりの都市公園面積10㎡を目指します。	身近な公園整備率:79.7% (平成20年度末)	身近な公園整備率:88.2% (平成25年度末)	身近な公園整備率:82.5%	概ね順調		

施策の名称	施策の概要	事業の名称	事業の概要	アクションプランの事業の名称 (担当課室)	アクションプランの事業の概要	計画目標		平成22年度実施状況	進捗状況
						平成21年度末	平成26年度末		
<8> 樹林地の担保性の向上に向けた取組みの推進	樹林地についての評価基準や優先順位などを明確にし、市民の協力が得られるよう努めながら、公有地化を含む担保性の向上を図るプログラムに基づく取組みを推進します。			(仮称)さいたま市花と緑の基金の検討 (みどり推進課)	市街地に点在する雑木林や屋敷林などは、開発や相続などによって年々減少しているため、公有地化に向けた基金の創設を検討します。	-	検討	基金創設に向け検討中	概ね順調
				税の優遇措置などの情報提供 (みどり推進)	緑地の保全に係る税制面について、相続税等の軽減など優遇措置を図られるよう、国の関係省に要望します。事業概要を修正	八都府市を通して、相続税の税制優遇制度の実施に向けての要望活動の実施(平成21年7月8日)	継続	九都府市を通して、緑地に係る相続税について、納税猶予制度を創設するなど、税負担の制限措置を講じるよう、国に対して要望書を提出(平成22年7月22日)	概ね順調
<9> 市街地の農地の保全	市街化区域内の農地は、重要な緑として生産緑地として保全することを基本とし、その他の農地についても追加指定などによって保全に努めます。	1 生産緑地地区の指定と維持管理	市街化区域の農地については、生産緑地地区の指定に努め、適切に保全します。また、生産緑地を買い取る場合には、公園などとしての利用も検討します。	【再掲】 地産地消事業 (農業政策課)	農産物を市内で生産消費する仕組みを整備するとともに、消費者に安全・安心な農産物を供給するため、生産者に対し、エコファーマーへの転換や特別栽培農産物の生産等を促します。また、市内の特色ある農産物を原料とした加工品を開発し、市のブランドとして育てます。	特別栽培農産物数:209件 エコファーマー:196件 商品開発数:0件 (平成20年度末)	特別栽培農産物数:250件 エコファーマー:235件 商品開発数:5件 (平成25年度末)	特別栽培農産物数:240件 エコファーマー:169件 商品開発数:2件	遅れ
				生産緑地に関する情報の提供 (みどり推進課)	生産緑地の買取申出があった場合に、市街化区域内の農地を保全することを目的に、農業委員会に対して、あっせん依頼のための情報提供に努めます。	買取申出件数:21件 (H21.1.1~H21.12.31)	継続	買取申出件数:60件 (H22.4.1~H23.3.31)	概ね順調
				生産緑地地区の指定 (みどり推進課)	市街化区域内の農地については、重要な緑として生産緑地地区として指定することにより、保全に努めます。	地区数:1,501地区 総面積:388.55ha (平成22年1月1日現在)	推進	地区数:1,495地区 総面積:387.05ha (平成22年12月現在) [追加指定:13地区、3.2ha]	概ね順調
<10> 世界に誇る盆栽文化の保全・育成	緑の保全と育成を重点的に進めるとともに、盆栽関連施設を整備し、施設を核とした盆栽文化ネットワークを構築します。また、イベントの開催など積極的なPRを行い、本市らしい文化の創造と発信に努めます。			盆栽文化振興事業 (大宮盆栽美術館)	世界に誇る盆栽文化を広く国内外に発信する盆栽関連施設を整備するとともに、盆栽文化の振興を図ります。	盆栽関連施設 整備中 盆栽関連施設で実施する展示事業、教育普及事業、情報発信事業などの各種事業の計画 (平成20年度)	大宮盆栽美術館の開館 (平成21年度) 所蔵品等の調査・研究、特別展・企画展の開催、講演会・講座の実施、盆栽文化情報の発信	大宮盆栽美術館の開館 (平成21年度) 所蔵品等の調査・研究、特別展・企画展の開催、講演会・講座の実施、盆栽文化情報の発信	概ね順調
<11> 住区基幹公園などの整備	住区基幹公園については、地域の身近な緑の核として、公園不足区域を中心に引き続きグリーンパラレル推進事業により、歩いて行ける距離に整備を推進します。また、借地公園や公共・民間施設などの上層利用による立体都市公園制度の活用、基盤整備により提供される用地などの積極的な活用など、効率的な住区基幹公園の整備を推進していくための指針となる公園整備計画を策定します。	1 街区公園の整備	街区公園は、面積0.1ha以上、0.25haを標準として、市民1人当たり1㎡以上(全体として約130ha)を目指し、グリーンパラレル推進事業のほか土地区画整理事業などの面的整備と連動して、歩いて5分程度で行ける範囲に確保するよう努めます。また、開発などに伴う0.1ha未満の公園については、0.1ha以上の街区公園とは区別して確保に努めます。	【再掲】 緑の核づくり公園整備事業 (都市公園課)	都市公園の適正な配置・整備に向け、公園の不足する地域を重点に、歩いて行ける身近な公園の整備を進め、市民一人当たりの都市公園面積10㎡を目指します。	身近な公園整備率:79.7% (平成20年度末)	身近な公園整備率:88.2% (平成25年度末)	身近な公園整備率:82.5%	概ね順調
		2 近隣公園の整備	近隣公園は、面積2haを標準として、市民1人当たり2㎡以上(全体として約260ha)を目指し、特に市街地を中心として適正な配置に努めます。						
		3 地区公園の整備	地区公園は面積4haを標準として、各区に1箇所以上(全体として約40ha)の整備に努めるとともに、長期的には市民1人当たり1㎡以上の確保を目指します。また、緑のシンボル軸や骨格軸を強化するよう配置に努めます。整備に当たっては周辺地区の土地利用や環境などを考慮し、防災、自然環境、歴史・文化などテーマ性を有した整備に努めます。	公園の芝生化 (都市公園課)	近隣公園など、身近な公園の芝生化を推進します。また、芝生の管理については、市民協働による管理を検討し、管理費の軽減を図ります。	緑区4箇所、北区3箇所、桜区2箇所、岩槻区2箇所、大宮区1箇所 = 計12箇所(平成20年度末)	各区2箇所以上 (平成24年度末)	累計:北区4箇所、大宮区1箇所、見沼区2箇所、中央区1箇所、桜区4箇所、南区2箇所、緑区5箇所、岩槻区2箇所 = 計21箇所 (H22:北区1箇所、中央区1箇所、桜区1箇所、南区1箇所、緑区1箇所 = 計5箇所)	概ね順調
		4 その他の都市公園の整備	その他の都市公園として、地域の特性とともに、環境保全や防災、景観の保全に配慮し、特殊公園や都市林などの配置に努めます。						

施策の名称	施策の概要	事業の名称	事業の概要	アクションプランの事業の名称 (担当課室)	アクションプランの事業の概要	計画目標		平成22年度実施状況	進捗状況
						平成21年度末	平成26年度末		
<12> 都心部を中心とした緑の創出	都心部を核とする中心市街地においては、緑の積極的な確保を目指した制度などの活用によって、緑を創出します。	1 緑化地域の指定検討	大宮駅周辺地区や浦和駅周辺地区などでは、一定の規模を超える敷地に積極的に緑を確保することを目的として、都市緑地法に基づく緑化地域の指定などを検討します。	【再掲】 緑化地域の指定検討 (みどり推進課)	建築物を新築・増築する際に緑化を義務づける緑化地域の指定を検討します。	緑化指導基準の課題整理	導入に向けた検討	埼玉県特定行政庁連絡協議会研究会にて、導入に向けた手引書を作成	概ね順調
		2 良好な景観形成の促進	良好な景観の形成を促進するため、緑を創出して、うるおいのある豊かな居住環境の創造や個性的な地域社会の実現に努めます。	【再掲】 景観法に基づく制度の活用 (都市計画課)	景観法に基づく景観計画を策定し、各種制度を活用することにより、良好な景観形成を図ります。	景観計画策定(予定)	施行(平成22年度)	「さいたま市景観計画」策定(H22.4)	達成
				【再掲】 建築物緑化助成事業 (みどり推進課)	建築物の屋上や壁面を利用して緑化する方に対して、その費用の一部を助成します。	建築物緑化助成事業の創設 (平成19年度) 創出された緑地:138㎡ (平成20年度末)	創出された緑地 累計:1,538㎡ (平成24年度末)	創出された緑地 累計:1,568.24㎡ (H22:220,16㎡)	達成
				地区計画による生垣設置の推進 (都市計画課)	地区計画制度によるまちづくりを進める地区において、生垣等を選択肢の一つとした垣又はさくの制限導入を推進します。	垣又はさくの構造を生垣等とする制限を導入した地区計画について、36地区を決定	継続	累計:37地区(H22:1地区)	概ね順調
<13> 花と緑の駅づくり	駅と駅周辺において、まちの顔となる魅力ある表情づくりを重点的に推進します。	1 駅舎などの緑化	駅舎などの駅施設においては、鉄道事業者と連携して、花と緑の確保に努めます。						
		2 駅周辺の緑化推進	駅周辺の公共空間においては、積極的に花や緑の整備に努めます。また、市民・団体・事業者や駅周辺の民間施設と連携して、緑化を推進します。	【再掲】 都市計画道路の緑化推進 (道路計画課)	都市計画道路について、多様な手法による街路樹の整備に努めます。	道路整備延長:約1km (平成20年度)	推進	道路整備延長:1.7km 高木・中木植栽数:178本 低木植栽面積:775.4㎡	概ね順調
				【再掲】 花いっぱい運動の活動推進 (みどり推進課)	緑化意識の向上と花いっぱい運動の普及啓発に励み、花と緑の豊かなまちづくりの推進について積極的に実践する市民を増やすために、ボランティアとの連携の強化を進め、活動を支援します。	会員数:2,800名 各区の活動団体の設立	推進	会員数:2800人 西区支部、中央区支部の設立	概ね順調
				【再掲】 花と緑のまちづくり推進事業 (区政推進課)	市内全ての駅・駅周辺及び主要な観光スポットなどを区民等と協働して「花と緑」でいっぱいにします。	事業を開始した区の数:0区 (平成20年度)	事業を開始した区の数:10区 (平成23年度)	事業を開始した区の数:8区 (実施要領等を制定した区の数:10区)	概ね順調
【再掲】 緑化に関する協議 (みどり推進課)	開発事業者が行うべき敷地内の緑地の保全及び緑化に関して必要な事項を定めた緑化指導基準に基づき、協議を行ないます。	緑化指導基準の改正 協議によって創出される緑地:6.4ha (平成20年度)	協議によって創出される緑地 累計:50ha	協議によって創出される緑地:約10.5ha	概ね順調				
<14> 公共公益施設の緑化推進	公共公益施設は、敷地の25%以上の緑化に努めるとともに、質についてもモデルとなるような緑を確保します。	1 さまざまな手法を活用した緑の創出	地域にうるおいや魅力ある表情を与えるよう、さまざまな手法を活用した緑の確保に努めるとともに、環境共生型の施設の整備に努めます。	公共施設の緑のカーテンづくり (みどり推進課)	緑のカーテンづくりに公共施設が先導して取り組むことにより、市民の緑に対する意識醸成を図ります。	10区役所で実施	区役所、公民館、支所等の100施設で実施 (平成24年度)	76施設で実施 (平成22年度)	概ね順調
		2 公共施設における緑化マニュアルの活用	市が実施する公共建築物の整備において良好な緑を確保していくために、緑化の量と質についての基準を定めた「公共施設緑化マニュアル」を積極的に運用します。	公共施設の屋上緑化・壁面緑化 (みどり推進課)	公共施設を新たに整備する場合は「公共施設緑化マニュアル」に基づき、屋上緑化及び壁面緑化を積極的に実施します。	27箇所 (平成20年度末)	35箇所以上 (平成24年度末)	29箇所 (H22:1箇所)	遅れ
		3 身近な緑のオープンスペースや水辺空間の創出	公共公益施設の敷地や隣接施設との一体化などによって、緑のオープンスペースの確保に努めます。	公共施設緑化マニュアル (みどり推進課)	公共施設を新たに整備する際には、公共施設緑化マニュアルに基づき、緑化に係る協議を行います。また、その他の公共施設整備の際にも、マニュアルを活用します。	緑化推進協議件数:8件 (平成20年度末) マニュアルの活用 マニュアルの見直し作業 (平成21年度終了予定)	緑化推進協議件数:20件 継続	緑化推進協議件数:12件 継続 マニュアルの改正(平成21年度)	概ね順調

施策の名称	施策の概要	事業の名称	事業の概要	アクションプランの事業の名称 (担当課室)	アクションプランの事業の概要	計画目標		平成22年度実施状況	進捗状況
						平成21年度末	平成26年度末		
<15> 学校の緑化 推進	学校を環境教育や地域緑化の拠点として位置づけ、「公共施設緑化マニュアル」に基づき、ふさわしい緑を整備します。	1 環境教育のフィールドの確保	自然の重要性について体験的に学ぶことができる緑の整備に努めます。	学校の芝生化 〔学校施設課〕	校庭の改修に併せて芝生化を実施します。また、場所については、グラウンドに限らず、中庭など学校敷地内全体を対象とします。	実施校:6校 = 谷田小学校、神田小学校、大宮小学校、三室小学校、岸町小学校、つばさ小学校 (平成20年度末)	各区2校の設置 (平成24年度末)	実施校:9校 (H22:3校 = 大宮南小学校、宮前中学校、大宮西中学校)	概ね順調
				学校の芝生の維持管理 〔学校施設課〕	すでに整備した校庭の芝生について適切な維持管理を行います。また、保護者や周辺住民の協働による維持管理や民間企業のボランティアによる技術支援などを検討し、管理費の軽減を図ります。	芝生維持管理システムの検討	構築 (平成22年度)	地域住民などによる維持管理体制をモデルとした芝生維持管理システムを構築	達成
				保育園の芝生化 〔保育課〕	身近な緑を創出し、環境教育の一助となるように園庭の芝生化を行います。また、保護者や周辺住民の協働による維持管理や民間企業のボランティアによる技術支援などを検討し、管理費の軽減を図ります。	実施園:3園 芝生維持管理システムの検討	実施園 累計:62園 (平成21~24年度累計) 構築(平成22年度)	実施園 累計:13園(H22:10園) 民間の技術支援等による芝生維持管理システムの構築	概ね順調
				学校の緑のカーテン 〔学校施設課〕	マニュアルの配布、講習会の実施等の支援を行い、各学校で緑のカーテンづくりを進めます。また、各学校ごとにアイデアや特色を生かした取組を行い、すべての市立学校を対象とした(仮称)緑のカーテンコンテストを実施します。	実施校:4校 = 常盤小学校、大宮南小学校、下落合小学校、城南小学校 (平成20年度末)	小・中・高等学校及び特別支援学校の全校に設置(平成24年度) (仮称)緑のカーテンコンテストの実施 (平成24年度)	実施校:51校 (H22:41校)	概ね順調
				学校のピオトープづくり 〔指導1課〕	環境を大切にすることをもち、環境保全に配慮した主体的な行動がとれる児童生徒の育成を図るため実施します。	ピオトープ施設のある学校 小学校:21校 中学校:4校 (平成21年8月末)	推進	ピオトープ施設のある学校 小学校:22校 中学校:3校 日進小学校が「第17回コカ・コーラ環境教育賞」の「活動表彰部門」で大賞を受賞	概ね順調
				〔再掲〕 花いっぱい運動の活動推進 (みどり推進課)	緑化意識の向上と花いっぱい運動の普及啓発に励み、花と緑の豊かなまちづくりの推進について積極的に実践する市民を増やすために、ボランティアとの連携の強化を進め、活動を支援します。	会員数:2,800名 各区の活動団体の設立	推進	会員数:2800人 西区支部、中央区支部の設立	概ね順調
				学校環境緑化コンクール 〔指導1課〕	児童生徒を中心に学校環境緑化活動の推進を図るため実施します。	日進小学校が全日本学校関係緑化コンクール準特選を受賞 (平成20年度)	推進	上大久保中学校が全日本学校環境緑化コンクール準特選を受賞し、全国植樹祭に参加した。	概ね順調
<16> 屋上緑化・壁面緑化の推進	中心市街地の緑を確保していくために、屋上緑化や壁面緑化の重点的な推進に努めます。	1 屋上緑化・壁面緑化などの緑化の支援・誘導	屋上緑化・壁面緑化などの普及啓発に努めるとともに、支援していく仕組みを創設します。	〔再掲〕 建築物緑化助成事業 (みどり推進課)	建築物の屋上や壁面を利用して緑化する方に対して、その費用の一部を助成します。	建築物緑化助成事業の創設 (平成19年度) 創出された緑地:138㎡ (平成20年度末)	創出された緑地 累計:1,538㎡ (平成24年度末)	創出された緑地 累計:1,568.24㎡ (H22:220.16㎡)	達成
				家庭の緑のカーテン (みどり推進課)	緑のカーテンづくりに取り組む市民・民間企業を募集し、講習会や育て方マニュアルの配布等を実施し、緑のカーテンづくりに取り組む家庭を増やします。	実施方法の検討	2,000家庭で実施 講習会等の実施 (平成24年度)	1,127家庭で実施 講習会等を実施	概ね順調
				〔再掲〕 公共施設の屋上緑化・壁面緑化 (みどり推進課)	公共施設を新たに整備する場合は「公共施設緑化マニュアル」に基づき、屋上緑化及び壁面緑化を積極的に実施します。	27箇所 (平成20年度末)	35箇所以上 (平成24年度末)	29箇所 (H22:1箇所)	遅れ
				〔再掲〕 緑化に関する協議 (みどり推進課)	開発事業者が行うべき敷地内の緑地の保全及び緑化に関して必要な事項を定めた緑化指導基準に基づき、協議を行ないます。	緑化指導基準の改正 協議によって創出される緑地:6.4ha (平成20年度)	協議によって創出される緑地 累計:50ha	協議によって創出される緑地:約10.5ha	概ね順調
				屋上緑化・壁面緑化に関する情報提供の充実 (みどり推進課)	市のホームページやイベントなど多様な広報を利用して、屋上緑化・壁面緑化の理解と普及を図ります。	ホームページ・パンフレットによる情報提供 モデルとなる事例の紹介	継続	ホームページ・パンフレットによる情報提供 モデルとなる事例の紹介	概ね順調
				〔再掲〕 建築物緑化助成事業 (みどり推進課)	建築物の屋上や壁面を利用して緑化する方に対して、その費用の一部を助成します。	建築物緑化助成事業の創設 (平成19年度) 創出された緑地:138㎡ (平成20年度末)	創出された緑地 累計:1,538㎡ (平成24年度末)	創出された緑地 累計:1,568.24㎡ (H22:220.16㎡)	達成
				緑化施設整備計画認定制度の活用促進 (みどり推進課)	事業者が緑豊かな開発を行う場合に税制面で優遇を受けることができる緑化施設整備計画認定制度の活用促進を図ります。	パンフレット等による情報提供 他市活用事例の情報収集	継続	パンフレット等による情報提供 他市活用事例の情報収集	概ね順調
				〔再掲〕 緑化地域の指定検討 (みどり推進課)	建築物を新築・増築する際に緑化を義務づける緑化地域の指定を検討します。	緑化指導基準の課題整理	導入に向けた検討	埼玉県特定行政庁連絡協議会研究会にて、導入に向けた手引書を作成	概ね順調
				〔再掲〕 屋上緑化・壁面緑化に関する情報提供の充実 (みどり推進課)	市のホームページやイベントなど多様な広報を利用して、屋上緑化・壁面緑化の理解と普及を図ります。	ホームページ・パンフレットによる情報提供 モデルとなる事例の紹介	継続	ホームページ・パンフレットによる情報提供 モデルとなる事例の紹介	概ね順調

施策の名称	施策の概要	事業の名称	事業の概要	アクションプランの事業の名称 (担当課室)	アクションプランの事業の概要	計画目標		平成22年度実施状況	進捗状況
						平成21年度末	平成26年度末		
<17> 連続性のある 緑や水面の 創出	市街地では、緑や水面の連続的な確保に努めます。特に緑が少ない都心部においては、積極的に緑の確保に努め、ネットワークの形成を推進します。			【再掲】 緑化地域の指定検討 (みどり推進課)	建築物を新築・増築する際に緑化を義務づける緑化地域の指定を検討します。	緑化指導基準の課題整理	導入に向けた検討	埼玉県特定行政庁連絡協議会研究会にて、導入に向けた手引書を作成	概ね順調
				【再掲】 都市計画道路の緑化推進 (道路計画課)	都市計画道路について、多様な手法による街路樹の整備に努めます。	道路整備延長:約1km (平成20年度)	推進	道路整備延長:1.7km 高木・中木植栽数:178本 低木植栽面積:775.4㎡	概ね順調
				【再掲】 緑の核づくり公園整備事業 (都市公園課)	都市公園の適正な配置・整備に向け、公園の不足する地域を重点に、歩いて行ける身近な公園の整備を進め、市民一人当たりの都市公園面積10㎡を目指します。	身近な公園整備率:79.7% (平成20年度末)	身近な公園整備率:88.2% (平成25年度末)	身近な公園整備率:82.5%	概ね順調
				普通河川改修事業 (河川課)	水害を軽減し、流域住民の安全を守るため、東宮下雨水渠や滝沼川堤外水路など普通河川の改修整備を進めます。また、東宮下雨水調節池を遊水機能を保ちつつ、市民が水と親しみ憩える場所として整備します。	東宮下雨水渠総延長:0m 滝沼川堤外水路総延長:380m 東宮下調節池整備事業:事業中 (平成20年度末)	東宮下雨水渠総延長:1,411m (平成25年度末) 滝沼川堤外水路総延長:800m (平成25年度末) 東宮下調節池整備事業:供用開始 (平成24年度末)	東宮下雨水渠総延長:1,411m 滝沼川堤外水路総延長:655m 東宮下調節池整備事業:事業中	概ね順調
				【再掲】 建築物緑化助成事業 (みどり推進課)	建築物の屋上や壁面を利用して緑化する方に対して、その費用の一部を助成します。	緑化指導基準の改正 協議によって創出される緑地:6.4ha (平成20年度)	協議によって創出される緑地 累計:50ha	協議によって創出される緑地:約10.5ha	達成
				【再掲】 緑化に関する協議 (みどり推進課)	開発事業者が行うべき敷地内の緑地の保全及び緑化に関して必要な事項を定めた緑化指導基準に基づき、協議を行ないます。	建築物緑化助成事業の創設 (平成19年度) 創出された緑地:138㎡ (平成20年度末)	創出された緑地 累計:1,538㎡ (平成24年度末)	創出された緑地 累計:1,568.24㎡ (H22:220,16㎡)	概ね順調
<18> 都市計画道路の 緑化推進	都市計画道路については、高木・低木・つる性植物などを利用した多様な手法による充実した街路樹の整備に努めます。また、地域にふさわしい樹種を選定し、地域に愛され快適に歩くことができる緑の道づくりを進めます。			【再掲】 都市計画道路の緑化推進 (道路計画課)	都市計画道路について、多様な手法による街路樹の整備に努めます。	道路整備延長:約1km (平成20年度)	推進	道路整備延長:1.7km 高木・中木植栽数:178本 低木植栽面積:775.4㎡	概ね順調
				【再掲】 公共施設緑化マニュアル (みどり推進課)	公共施設を新たに整備する際には、公共施設緑化マニュアルに基づき、緑化に係る協議を行います。また、その他の公共施設整備の際にも、マニュアルを活用します。	緑化推進協議件数:8件 (平成20年度末) マニュアルの活用 マニュアルの見直し作業 (平成21年度終了予定)	緑化推進協議件数:20件 継続	緑化推進協議件数:12件 継続 マニュアルの改正(平成21年度)	概ね順調
<19> 街路樹の適切な 維持管理の推進	道路空間では街路樹の生長や機能に配慮した適切な維持管理に努めます。また、市民が街路樹などの維持管理に参加することができる仕組みづくりを検討します。			【再掲】 公共施設緑化マニュアル (みどり推進課)	公共施設を新たに整備する際には、公共施設緑化マニュアルに基づき、緑化に係る協議を行います。また、その他の公共施設整備の際にも、マニュアルを活用します。	緑化推進協議件数:8件 (平成20年度末) マニュアルの活用 マニュアルの見直し作業 (平成21年度終了予定)	緑化推進協議件数:20件 継続	緑化推進協議件数:12件 継続 マニュアルの改正(平成21年度)	概ね順調
<20> 緑道などの整備	歩行者が安全で快適に歩くことができ、自転車の歩行にも配慮した緑道などの整備を推進します。特に、河川や水路は歩行者の安全で快適なネットワークの形成に重要な役割を果たすため、河川・水路を積極的に活用しながら、ネットワークの形成に努めるものとします。			【再掲】 遊歩道の整備 (担当課室)	歩行者が安全で快適に歩くことができる遊歩道の整備を推進します。	高沼遊歩道の整備	環境空間(下落合地区)の緑道整備 (平成24年度末)	下落合環境空間緑道の整備着手	概ね順調

施策の名称	施策の概要	事業の名称	事業の概要	アクションプランの事業の名称 (担当課室)	アクションプランの事業の概要	計画目標		平成22年度実施状況	進捗状況
						平成21年度末	平成26年度末		
<21> 市街地を流れる緑の道の道づくり	風の道となる緑の帯の強化に努めるとともに、緑の帯と連続する緑と水面の確保に努めます。			[再掲] 都市計画道路の緑化推進 (道路計画課)	都市計画道路について、多様な手法による街路樹の整備に努めます。	道路整備延長:約1km (平成20年度)	推進	道路整備延長:1.7km 高木・中木植栽数:178本 低木植栽面積:775.4㎡	概ね順調
				[再掲] 高沼用水路整備事業 (河川課)	高沼用水路(導水路・東緑・西緑)の水路や護岸などの水辺環境整備を行い、市民と連携しながら、その憩いの場となる親水性の高い水辺空間づくりを進め、花と緑のネットワークの形成を図ります。	整備総延長:0m 憩える場所の整備数:0箇所 (平成20年度末)	整備総延長:800m (平成25年度末) 憩える場所の整備数:2箇所 (平成24年度末)	整備総延長:0m 憩える場所の整備数:0箇所	概ね順調
<22> 生き物の生息地・生育地の保全・確保	緑のシンボル軸や骨格軸をエコロジカル・ネットワークの基軸とするため、緑の環境として保全と向上に努めるほか、現在、希少種などの生息や優れた植生が見られる区域については、その環境と周辺地域の緑の保全に努めます。	1 緑に関する広報活動	市内の緑の資源や市民・団体・事業者などの取組を紹介するよう努めます。また、各種の助成制度や税制優遇制度などの活用を促進するために、わかりやすい情報の提供に努めます。	環境影響評価の実施 (環境対策課)	大規模な開発行為等の事業の実施が環境に及ぼす影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行ない、環境の保全のための措置を講じることにより、事業の実施に伴う環境への影響をできる限り少なくしようとするものです。	環境影響評価実施案件:4件 (手続中:3件、手続終了:1件) (平成20年度)	継続	環境影響評価実施案件:4件 (手続中:2件、手続終了:1件、手続中止:1件)	概ね順調
				自然環境・水環境保全事業 (環境総務課・環境対策課)	自然とふれあえる緑と水の空間の保全、再生、創出による、多様な生態系の保全を図るため、市民との協働による身近な自然環境の保全に向けた取組を推進します。また、さいたま市水環境プランに基づき、公共用水域の水質改善、地下水の涵養、雨水等の有効利用、水害防止などのための取組を進めます。	外来生物(アライグマ等)捕獲殺処分により生態系の保全に取組む 捕獲数:204頭 繁殖期のカラスの巣の撤去により市民への被害を防止する 巣撤去:7件 環境基準適合率:90.2% 公共施設への雨水貯留タンクの設置:0件 (平成20年度末)	100頭(捕獲による生息数の減少による) (平成25年度末) 20件(平成25年度末) 100%(平成25年度末) 15件(平成21~25年度累計)	250頭 3件 93% 累計:4件(H22:1件)	遅れ
				[再掲] 自然緑地の保全・整備事業 (みどり推進課)	市民の健康で快適な生活環境を確保するため、さいたま市みどりの条例に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、水辺地などをオープン型の自然緑地として指定し保全するとともに、特に貴重な緑地については、公有地化を図ります。	地区数:27地区 総面積:7.53ha (平成22年1月1日現在)	地区数:32地区 総面積:9.2ha (平成32年度)	地区数:27地区 総面積:7.52ha 指定候補の土地所有者に協力を得る 公有地化を図るための検討中	概ね順調
				水辺のサポート制度 旧事業名 水と緑の里親制度 (環境対策課)	市が管理する河川、遊水池、公園内の水辺において、自治会や市民団体、企業等が環境美化活動を行うことに対して、市が支援する制度です。快適で美しい水辺環境の維持・向上を推進するとともに、環境保全に対する意識の高揚を図ります。 水と緑の里親制度は、平成22年4月より水辺のサポート制度として取り組んでいます。	4件 (平成21年5月現在)	継続	水辺のサポート制度登録数(登録団体の環境美化活動報告書提出数)4件	概ね順調
<23> 緑に関する情報提供の充実	緑に対する理解を深め、意識を高めていくために、さまざまな機会の提供や方法を活用しながら情報の提供と発信に努めていきます。また、特に市が有する情報については、市民にわかりやすく利用しやすいように提供しよう努めます。	1 緑に関する広報活動	市内の緑の資源や市民・団体・事業者などの取組を紹介するよう努めます。また、各種の助成制度や税制優遇制度などの活用を促進するために、わかりやすい情報の提供に努めます。	緑に関する広報活動 (共通)	市内の緑の資源や市民・団体・事業者などの取組を紹介するよう努めます。	「市報さいたま」の活用 ホームページの充実 まちづくり広報誌の活用	継続	市のホームページやイベントなどで取組を紹介	概ね順調
				ガイドブックなどの発行 (共通)	地域に存在する緑を広く知っていただくため、緑の資源マップや緑の財産目録など整理したガイドブックの発行を検討します。	見沼田圃の散歩道マップの作成 (平成19年度)	検討	見沼田圃の散歩道マップを発行 緑のカーテンスタートブックを発行	概ね順調
				景観表彰の実施 (都市計画課)	優れた都市景観の形成に資する建築物や、景観形成活動等を表彰します。	景観賞 累計:51件 景観協力賞 累計:55件	継続	景観賞 累計:55件(H22:4件) 景観協力賞 累計:59件(H22:4件)	概ね順調
				みどりの功労賞表彰の実施 (みどり推進課)	みどりの保全や緑化の推進に寄与したと認められる者で、地域社会への功績が顕著であり、かつ、他の模範となるものに、その功労を讃えるため、みどりの功労賞表彰を実施します。	表彰制度の創設 表彰実績 個人:4件、団体:7件	継続	表彰実績 個人:7件、団体:9件	概ね順調
		2 緑に関する情報ネットワークの確立	緑のまちづくりにかかわるボランティア・NPO・事業者・行政など、それぞれの主体の取組情報や意見などを一元化して提供し、共有することができる双方向の情報ネットワークの構築を検討します。	アクションプランの進捗状況の公開 (みどり推進課)	各所管が担うアクションプラン事業の進捗状況を公開します。	進行管理項目の検討	進捗状況の公開	進捗状況の公開	概ね順調
				[再掲] 見沼たんぼ・さいたま市 & 市民ネットワーク (みどり推進課)	平成19年度「見沼たんぼのホームページ」開設と同時に「見沼たんぼ・さいたま市 & 市民ネットワーク」を立ち上げ、ホームページの運営やイベント等の企画を行っています。	ホームページアクセス数:48,531件 (平成21年5月末現在累計)	ホームページアクセス数:200,000件	ホームページアクセス数:112,038件 (平成23年5月末現在累計)	概ね順調

施策の名称	施策の概要	事業の名称	事業の概要	アクションプランの事業の名称 (担当課室)	アクションプランの事業の概要	計画目標		平成22年度実施状況	進捗状況
						平成21年度末	平成26年度末		
<24> 緑にふれあう 機会の提供	市民が緑に親しみ、身近に感じることが出来る機会として、さまざまなイベントや緑とふれあうことのできる事業などを実施します。これらのイベントは、市民の環境教育・環境学習の機会としても活用します。	1 緑に関するイベントの開催	緑とふれあい、緑を考える機会として、イベントなどを実施します。	シビックグリーンさいたまの開催 〔みどり推進課〕	市民が緑に触れる機会を提供し、緑化推進の重要性・必要性を啓発することで、市民や訪れる人の誰もが緑の豊かさを身近に感じることが出来る『緑豊かで質の高いまちづくり』を推進します。	「第8回シビックグリーンさいたま」の開催 花と緑の祭典 参加者数:8万人 (平成20年度)	継続	「第9回シビックグリーンさいたま」の開催 花と緑の祭典 参加者数:8万人	概ね順調
				みどりの祭典の開催 〔みどり推進課〕	「みどりに親しみ、みどりから学び、みどりを守り育てましょう!」というスローガンのもと、さいたま市みどりの祭典を開催し、みどりにふれあう機会を提供していきます。	開催日:10月17日、18日 参加者数:約9,200人	継続	開催日:10月16日、17日 参加者数:約9,000名	概ね順調
				花づくり講習会 〔みどり推進課〕	花いっぱい運動の活動推進及び家庭内緑化を推進します。	市内6会場において『壁掛用ハンギングバスケットづくり』を9回開催し、342名の方が参加されました。	継続	市内7会場において『吊鉢型ハンギングバスケットづくり』及び『箱庭づくり』を9回開催し、375名の方が参加されました。	概ね順調
		2 区の木・区の花などの選定	まちへの愛着を高めるために、区民の参加による区の木・区の花の選定を検討します。	「区の花」の制定 〔区政推進室〕	市政10周年を記念して、全10区役所において、区の緑化推進のシンボルフラワーとして、「区の花」を制定します。	区の花を制定した区の数:1区(見沼区) (平成20年度)	区の花を制定した区の数:10区 (平成23年度)	区の花を制定した区の数:10区	達成
<25> コミュニティ ガーデンづくりの推進	これまで推進されてきた市民花壇を活用した花いっぱい運動をさらに発展させるために、公共施設や未利用地などを有効に活用します。また、市民・ボランティア・NPO・事業者の参加によって公共空間などを緑化する取り組みであるコミュニティガーデンづくりを推進します。	3 さいたま区民フェアの検討	各々が主体となり、市民・団体・事業者と連携・協働して開催運営する区民緑花フェアを検討し、緑のまちづくりに対する意識を高めます。	緑環境講座の充実 (生涯学習総合センター)	生涯学習総合センター及び地区公民館において自然や緑に関する事業(講座)を実施します。	自然や緑・花をテーマとした事業(講座)数: 20事業(講座) (平成20年度末)	自然や緑・花をテーマとした事業(講座)数: 25事業(講座)	自然や緑・花をテーマとした事業(講座)数: 21事業(講座)	概ね順調
				〔再掲〕 ガイドブックなどの発行 (共通)	地域に存在する緑を広く知っていただくため、緑の資源マップや緑の財産目録など整理したガイドブックの発行を検討します。	見沼田圃の散歩道マップの作成 (平成19年度)	検討	見沼田圃の散歩道マップを発行 緑のカーテンスターブックを発行	概ね順調
				〔再掲〕 花いっぱい運動の活動推進 (みどり推進課)	緑化意識の向上と花いっぱい運動の普及啓発に励み、花と緑の豊かなまちづくりの推進について積極的に実践する市民を増やすために、ボランティアとの連携の強化を進め、活動を支援します。	会員数:2,800名 各区の活動団体の設立	推進	会員数:2,800人 西区支部、中央区支部の設立	概ね順調
				未利用市有地を活用した緑地化 〔みどり推進課〕	未利用市有地の調査・検討を行い、適地を緑地化します。	未利用市有地の調査・検討・選定 (平成21・22年度)	緑地化 (平成23・24年度)	未利用市有地の緑地化:1箇所	概ね順調
<26> 愛着の持てる 公園づくり	今後の整備・再整備に当たっては、市民と連携・協働しながら推進します。	1 市民と協働による公園の整備・再整備の推進	公園の整備・再整備に当たっては、市民の意向やニーズを把握しながら推進します。	〔再掲〕 緑の核づくり公園整備事業 〔都市公園課〕	都市公園の適正な配置・整備に向け、公園の不足する地域を重点に、歩いて行ける身近な公園の整備を進め、市民一人当たりの都市公園面積10㎡を目指します。	身近な公園整備率:79.7% (平成20年度末)	身近な公園整備率:88.2% (平成25年度末)	身近な公園整備率:82.5%	概ね順調
				市民意向を把握した整備・再整備方針の策定 〔都市公園課〕	公園の整備・再整備に当たっては、市民の意向やニーズを把握しながら推進します。	新規整備、リフレッシュ事業において実施	継続	新規整備、リフレッシュ事業において実施	概ね順調
				市民参加のワークショップ方式を活用した公園づくり 〔都市公園課〕	公園の整備・再整備に当たっては、市民の意向やニーズを把握しながら推進します。	設計段階に実施	継続	設計段階に実施	概ね順調
				公園里親制度の拡充 〔都市公園課〕	公園を「養子」にみ立て、市民が「親」となって維持管理を行います。	公園管理について検討中	推進	公園管理について検討中	概ね順調
<26> 愛着の持てる 公園づくり	今後の整備・再整備に当たっては、市民と連携・協働しながら推進します。	2 公園里親制度の拡充	公園を地域住民などが維持管理・清掃・点検する仕組みとして、公園里親制度の拡充に努めます。	〔再掲〕 花いっぱい運動の活動推進 〔みどり推進課〕	緑化意識の向上と花いっぱい運動の普及啓発に励み、花と緑の豊かなまちづくりの推進について積極的に実践する市民を増やすために、ボランティアとの連携の強化を進め、活動を支援します。	会員数:2,800名 各区の活動団体の設立	推進	会員数:2,800人 西区支部、中央区支部の設立	概ね順調
				〔再掲〕 市民参加のワークショップ方式を活用した公園づくり 〔都市公園課〕	公園の整備・再整備に当たっては、市民の意向やニーズを把握しながら推進します。	設計段階に実施	継続	設計段階に実施	概ね順調
				指定管理者制度の活用 〔都市公園課〕	都市公園の管理に指定管理者制度を導入しています。	制度導入済み	継続	制度導入済み	概ね順調
				〔再掲〕 公園里親制度の拡充 〔都市公園課〕	公園を「養子」にみ立て、市民が「親」となって維持管理を行います。	公園管理について検討中	推進	公園管理について検討中	概ね順調
<26> 愛着の持てる 公園づくり	今後の公園の運営をより市民に密着したものとし、市民に対するサービスを向上するための方策を検討します。	3 公園マネジメントの検討		ネーミングライツの促進 〔都市公園課〕	施設に対して名称をつけることのできる権利の売却を行います。	大宮公園サッカー場の命名権を売却済	継続	大宮公園サッカー場の命名権を売却済	概ね順調

施策の名称	施策の概要	事業の名称	事業の概要	アクションプランの事業の名称 (担当課室)	アクションプランの事業の概要	計画目標		平成22年度実施状況	進捗状況
						平成21年度末	平成26年度末		
<27> 愛着の持てる 樹林地・農地 づくり	樹林地や農地を愛着を持って育てていくために、市民やボランティアなどがかわることが出来る仕組みづくりに努めます。	1 自然緑地などを活用した緑の育成	市民やボランティアなどが樹林地の保全活動にかかわり、良好な樹林地を育成していくために、自然緑地や市民緑地を活用した参加プログラムの充実に努めます。	【再掲】 みどり愛護会の活動支援 〔みどり推進課〕	市内に残る貴重な樹林地を保全するために、市民団体・学校などとの連携を強化し、ボランティア活動を支援します。	10支部で21箇所の保全活動を実施 会員数:231名 (平成22年1月1日現在)	継続	10支部で21箇所の保全活動を実施 会員数:249名 (平成23年3月31日現在)	概ね順調
		2 農地を活用した緑の保全	農地を活用した体験農園の確保に努めます。	市民農園整備事業 〔農業政策課〕	レクリエーションや自家用野菜の生産などを目的として、都市住民が自然に親しみながら、農業体験できる市民農園の整備を進めます。	市民農園数:40箇所 (見沼たんぼ内:3箇所) (平成20年度末)	市民農園数:72箇所 (見沼たんぼ内:9箇所) (平成24年度末)	市民農園数:51箇所 (見沼たんぼ内:3箇所)	遅れ
<28> 緑のボラン ティア・団体な どの育成・支 援	花と緑のまちづくりを先導する「花いっぱい運動推進会」や「みどり愛護会」などのボランティアの活動を支援するとともに、NPOなどとの連携の強化に努めます。	/	/	花と緑のパイロット事業 〔みどり推進課〕	花や緑に興味を持ち、造詣が深い個人を「花と緑のパイロット」として委嘱し、地域の緑化に関する相談に応じることで、家庭から地域の緑を増やしていきます。	委嘱人数:217人(平成20年度) パイロット事業のPR 視察研修会・講習会の充実	継続	委嘱人数:246人 パイロット事業のPR 視察研修会・講習会の実施	概ね順調
				【再掲】 花いっぱい運動の活動推進 〔みどり推進課〕	緑化意識の向上と花いっぱい運動の普及啓発に励み、花と緑の豊かなまちづくりの推進について積極的に実践する市民を増やすために、ボランティアとの連携の強化を進め、活動を支援します。	会員数:2,800名 各区の活動団体の設立	推進	会員数:2800人 西区支部、中央区支部の設立	概ね順調
				【再掲】 みどり愛護会の活動支援 〔みどり推進課〕	市内に残る貴重な樹林地を保全するために、市民団体・学校などとの連携を強化し、ボランティア活動を支援します。	10支部で21箇所の保全活動を実施 会員数:231名 (平成22年1月1日現在)	継続	10支部で21箇所の保全活動を実施 会員数:249名 (平成23年3月31日現在)	概ね順調
				【再掲】 緑に関する広報活動 〔共通〕	市内の緑の資源や市民・団体・事業者などの取組みを紹介するよう努めます。	「市報さいたま」の活用 ホームページの充実 まちづくり広報誌の活用	継続	市のホームページやイベントなどで取組みを紹介	概ね順調
<29> 緑の保全・緑 化の推進を目的 とした基金の 創設	緑の保全や緑化推進を経済的に支えていくために、民間からの寄付金などによる緑の基金の創設を検討します。	/	/	【再掲】 (仮称)さいたま市花と緑の基金の 検討 〔みどり推進課〕	市街地に点在する雑木林や屋敷林などは、開発や相続などによって年々減少しているため、公有地化に向けた基金の創設を検討します。	-	検討	基金創設に向け検討中	概ね順調
<30> 緑の基本計 画を支える条 例などの充実	さいたま市みどりの条例など、制度の見直しと充実に努めます。	/	/	制度拡充に伴う条例などの整備 〔共通〕	緑の基本計画を具体的なものとするために、条例など制度の見直しと充実に努めます。	みどりの条例一部改正(平成19年度) 検討・随時改正手続き	継続	市内の緑の状況を把握するため、緑被現況調査を実施	概ね順調
<31> 環境に配慮 した緑化指導 の充実	開発行為や建築行為が環境に配慮したものとすよう、適切な誘導を行う仕組み・体制の強化に努めます。	1 緑化指導・ 誘導の充実	環境に配慮するよう、誘導・指導の強化に努めます。	【再掲】 緑化に関する協議 〔みどり推進課〕	開発事業者が行うべき敷地内の緑地の保全及び緑化に関して必要な事項を定めた緑化指導基準に基づき、協議を行ないます。	緑化指導基準の改正 協議によって創出される緑地 累計:50ha (平成20年度)	協議によって創出される緑地 累計:50ha	協議によって創出される緑地:約10.5ha	概ね順調
				【再掲】 環境影響評価の実施 〔環境対策課〕	大規模な開発行為等の事業の実施が環境に及ぼす影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行ない、環境の保全のための措置を講ずることにより、事業の実施に伴う環境への影響をできる限り少なくしようとするものです。	環境影響評価実施案件:4件 (手続中:3件、手続終了:1件) (平成20年度)	継続	環境影響評価実施案件:4件 (手続中:2件、手続終了:1件、手続中止:1件)	概ね順調
				【再掲】 緑化に関する協議 〔みどり推進課〕	開発事業者が行うべき敷地内の緑地の保全及び緑化に関して必要な事項を定めた緑化指導基準に基づき、協議を行ないます。	緑化指導基準の改正 協議によって創出される緑地:6.4ha (平成20年度)	協議によって創出される緑地 累計:50ha	協議によって創出される緑地:約10.5ha	概ね順調
		2 緑化基準・ ガイドライン などの策定	民間の開発に対して、緑の量や質の確保を促進していくための指針となる緑化基準やガイドラインなどを改定します。						

5 「遅れ」が生じている事業の今後の取組み

番号	アクションプラン 事業の名称 (担当課名)	アクションプランの事業の概要	計画目標		平成22年度実施状況		平成23年度以降の取組方針
			平成21年度末	平成26年度末	実績及び実施内容	進捗状況の理由	今後の取組
<1> 1 <2> 1 <9> 1	地産地消事業	農産物を市内で生産消費する仕組みを整備するとともに、消費者に安全・安心な農産物を供給するため、生産者に対し、エコファーマーへの転換や特別栽培農産物の生産等を促します。 また、市内の特色ある農産物を原料とした加工品を開発し、市のブランドとして育てます。	特別栽培農産物数:209件 エコファーマー:196件 商品開発数:0件 (平成20年度末)	特別栽培農産物数:250件 エコファーマー:235件 商品開発数:5件 (平成25年度末)	特別栽培農産物数:240件 エコファーマー:169件 商品開発数:2件	は、平成22年度の計画どおり実施。は実績が27件減と7割未満の達成率であったため、「遅れ」とした。	都市農業に適した地産地消の総合的な施策を検討するとともに、市内農業の効果的なPR方法について見直しを行う。
<1> 1	遊休農地の防止対策の強化	遊休農地の解消・再生・活用する施策を実施し、営農再開による農業利用を目指します。また企業・NPO等の農業参入や市民農園などの農地有効活用と環境保全利用を支援します。	遊休農地解消団体数:0団体 企業・NPO等による農業参入:1件	遊休農地解消団体数:10団体 企業・NPO等による農業参入:10件 (平成25年度末)	遊休農地解消団体数:0団体 企業・NPO等による農業参入:1件(H22:0件)	農地所有者の理解を得ながらの協働作業となるため、ともに実績をあげられなかったため、「遅れ」とした。	今後も対策の推進を行っていく
<4> 2	生け垣助成制度	住宅の道路に接する生け垣や生け垣として中低木などの植え込みを設置する場合に、(財)さいたま市公園緑地協会が助成を行っています。	累計:140件 (平成20年度末)	累計:340件 (平成25年度末)	累計:191件 (H22:27件)	平成22年度までの計画220件に対して、7割(196件)未満の達成率であったため、「遅れ」とした。	効果的なPR方法について見直しを行い、制度活用の促進を図る。
<14> 1 <16> 1	公共施設の屋上緑化・壁面緑化	公共施設を新たに整備する場合は「公共施設緑化マニュアル」に基づき、屋上緑化及び壁面緑化を積極的に実施します。	27箇所 (平成20年度末)	35箇所以上 (平成24年度末)	29箇所 (H22:1箇所)	平成22年度までの計画31箇所に対して、7割(30箇所)未満の達成率であったため、「遅れ」とした。	今後も公共緑化指導基準に基づき、公共施設の屋上緑化・壁面緑化の推進を図る。
<22>	自然環境・水環境保全事業	自然とふれあえる緑と水の空間の保全、再生、創出による、多様な生態系の保全を図るため、市民との協働による身近な自然環境の保全に向けた取組を推進します。 また、さいたま市水環境プランに基づき、公共用水域の水質改善、地下水の涵養、雨水等の有効利用、水害防止などのための取組を進めます。	外来生物(アライグマ等)捕獲殺処分により生態系の保全に取組む 捕獲数:204頭 繁殖期のカラスの巣の撤去により市民への被害を防止する 巣撤去:7件 環境基準適合率:90.2% 公共施設への雨水貯留タンクの設置:0件 (平成20年度末)	100頭(捕獲による生息数の減少による)(平成25年度末) 20件(平成25年度末) 100%(平成25年度末) 15件(平成21~25年度累計)	250頭 3件 93% 累計:4件(H22:1件)	及び について平成22年度までの計画に対し、実績が7割未満の達成率であったため、「遅れ」とした。	市民への被害状況等に応じ、事業を実施する。 公共施設への雨水貯留タンクの設置に努める。
<27> 2	市民農園整備事業	レクリエーションや自家用野菜の生産などを目的として、都市住民が自然に親しみながら、農業体験できる市民農園の整備を進めます。	市民農園数:40か所 (見沼田んぼ内:3箇所) (平成20年度末)	市民農園数:72か所 (見沼田んぼ内:9箇所) (平成24年度末)	市民農園数:51か所 (見沼田んぼ内:3箇所)	平成22年度までの計画56箇所に対し、実績が51ヶ所と7割未満の達成率のため、「遅れ」とした。	市民農園のPR、関係機関との連携を引き続き継続し、支援体制の整備、企業・NPO等の参入の推進を行う。



さいたま市

さいたま市都市局都市計画部みどり推進課
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
TEL 048-829-1423 FAX 048-829-1979
E-mail midori-suishin@city.saitama.lg.jp